

— 第2次 —

あま市人権尊重の まちづくり行動計画

思いやりと 助け合いで 築こう
人権尊重のまち “あま”

令和4 (2022) 年3月



あま市

はじめに

「人権」とは、誰もが生まれながらに持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的権利であり、日本国憲法でも、すべての国民の基本的人権を保障しています。

本市では、平成24(2012)年に策定した「第1次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」をもとに各種施策の推進を図ってまいりました。



そして、令和3(2021)年3月に人権意識を高めていくことが今後より一層重要であることを明確にするため、「あま市人権尊重のまちづくり条例」を一部改正し、引き続き人権尊重のまちづくりに向けて取組を進めております。

しかしながら、インターネット上、また新型コロナウイルス感染症に伴う誹謗中傷などにみられるように、誤解や偏見に基づく新たな人権課題が生じております。

このような中、「第1次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」の計画期間が満了になることから、令和2(2020)年に実施した「あま市人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、本市における人権施策を総合的に推進するため、『思いやりと 助け合いで 築こう 人権尊重のまち“あま”』を新たな基本理念に掲げ「第2次あま市人権推進のまちづくり行動計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、市民、事業者の皆様とともに、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指した市政を進めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、ご指導をいただきました、あま市人権施策推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見などをいただきました市民の皆様へ心から感謝とお礼を申し上げます。

令和4(2022)年3月

あま市長 村上 浩司

目次

第1章 計画策定の背景と経緯.....	1
1 人権とは.....	1
2 人権に関する動き.....	2
3 計画策定にあたって.....	4
第2章 計画の基本的な考え方.....	9
1 計画の基本理念.....	9
2 計画の基本目標.....	10
3 計画の体系.....	12
第3章 重点的に取り組む人権施策の推進（共通施策）.....	13
1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進.....	13
2 学校等における人権教育・啓発の推進.....	18
3 職場における人権教育・啓発の推進.....	23
4 人権擁護の推進.....	28
第4章 重要課題と取組の方向性（分野別施策）.....	31
1 女性.....	31
2 子ども.....	37
3 高齢者.....	43
4 障がいのある人.....	49
5 部落差別（同和問題）.....	55
6 外国人.....	60
7 インターネットによる人権侵害.....	64
8 ハンセン病・感染症患者等.....	68
9 性的マイノリティ.....	72
10 様々な人権問題.....	76

第5章 計画の推進.....	79
1 基本姿勢.....	79
2 推進体制.....	79
3 計画の進行管理.....	80
資料編.....	81
1 市民ワークショップ結果概要.....	81
2 人権をめぐる主な動き.....	90
3 関連法規等.....	94
世界人権宣言.....	94
日本国憲法（抄）.....	99
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	102
あま市人権尊重のまちづくり条例.....	104
4 「第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」の策定体制.....	106

※本計画書に記載されている担当課は、今後の庁内組織改編に伴い変更される場合があります。

第1章 計画策定の背景と経緯

1 人権とは

「人権」とは、生存と自由を確保し、幸福を追求する、すべての人が生まれながらにもっている権利のことです。「世界人権宣言」の第一条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれています。

「日本国憲法」の第三章では、憲法上において保護される権利について述べられています。特に第十一条には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とあり、続く第十二条では自由権について、第十三条では幸福追求権について、第十四条では法の下での平等について記されており、人権保障の基本原則を定めています。

また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と述べられています。

歴史的に見ても、人権は国家権力の濫用から国民の権利を守るために形成され、具体的には憲法をはじめとする法として成文化されています。その意味で、憲法上の人権とは、国家権力に対して主張しうる権利であるといえます。そして、対国家的権利としての憲法上の人権を尊重する義務を負うのは、国家権力を行使する政府機関や公務員の側にあります。このようなことから公務員など権力を行使する立場にある者は高度な人権感覚が求められます。

また、近年では、マスメディアや大企業、その他の各種団体が個人の権利を侵害する事例や、私人間相互において差別や虐待といった形で起こる人権侵害などが深刻化しています。

誰もが幸福に生きていくために、日常生活において人権が文化として普遍的に存在する社会の実現を図る必要があります。

2 人権に関する動き

(1) 人権に関する国、県等の動き

昭和 20（1945）年、世界の平和と安全を維持するとともに、人種、性、言語及び宗教による差別をなくすなどを目的として「国際連合」が設立され、昭和 23（1948）年の第3回総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めた「世界人権宣言」が採択されました。以降、21 世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきましたが、現在においてもなお、世界の各地で人権や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にさらされている人々もいるという現状があります。このような中で、平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、「SDGs（持続可能な開発目標）」を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「地球上の誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組が進められています。

我が国においては、昭和 22（1947）年に、日本国憲法が施行され、「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」を基本原則とし、「基本的人権の尊重」は、誰もが生まれながらにもっている人間らしく生きる権利を大切にという考えで「自由権」「平等権」「社会権」等が定められました。我が国固有の人権問題である部落差別問題を始め、女性、高齢者、障がいのある人等に対する差別などの人権侵害の解消を図るために多くの法制度が整備され、近年では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の、いわゆる「人権三法」が平成 28（2016）年に施行されました。また、令和 2（2020）年には、職場におけるパワー・ハラメントの防止を義務付ける「改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）」が施行されるなど、社会・経済状況の変化等に対応した法制度の整備が進められています。

愛知県においては、平成 7（1995）年 12 月の愛知県議会において「あらゆる差別の撤廃に関する請願」が採択されたことを受け、平成 9（1997）年 12 月に「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言を行いました。

平成 11（1999）年 10 月に、人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、知事を本部長とする「愛知県人権施策推進本部」を設置し、平成 13（2001）年 2 月に「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を策定しました。その後も人権問題の解消に向け、条例や制度の整備、計画の改定が進められ、平成 29（2017）年 11 月に実施された「人権に関する県民意識調査」の結果を踏まえ、平成 31（2019）年 3 月に「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」の 2 度目の改定が行われました。

さらに、令和 4（2022）年 3 月、包括的な人権条例である「愛知県人権尊重の社会づくり条例」が制定され、全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進に向け、取組の一層の強化が図られています。

(2) 人権に関するあま市の取組

本市は平成 22（2010）年に七宝町、美和町、甚目寺町の3町が合併して新たに誕生しました。旧甚目寺町においては、平成 11（1999）年に「人権尊重の町」の宣言を行っており、また、平成 12（2000）年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に呼応する形で、平成 13（2001）年に「甚目寺町人権施策推進本部」を設置し、そして平成 16（2004）年に「私たちのまち甚目寺町の人権に関する行動計画」を策定し、人権に関する様々な施策に取り組んできました。

合併後、平成 22（2010）年に、市長を本部長とする「あま市人権施策推進本部」を設置し、平成 23（2011）年に実施した「あま市人権に関する市民意識調査」及び同年に県内で初めての人権条例として制定した「あま市人権尊重のまちづくり条例」を踏まえ、平成 24（2012）年に「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」を策定し、その後、平成 29（2017）年に「あま市人権尊重のまちづくり行動計画（改訂版）」を策定しました。

令和2（2020）年度には、次期計画を策定するにあたり、より一層充実した取組を行っていく上での参考とするため、「あま市人権に関する市民意識調査」を実施しました。

そして、令和3（2021）年3月に人権意識を高めていくことが今後より一層重要であることを明確にするため、「あま市人権尊重のまちづくり条例」を一部改正し、引き続き人権尊重のまちづくりに向けて取組を進めています。

人権に関するあま市の動向		
平成 11（1999）年	5月3日	「人権尊重の町」宣言（甚目寺町）
平成 13（2001）年	11月	「甚目寺町人権施策推進本部」設置（甚目寺町）
平成 15（2003）年	1月	「甚目寺町人権に関する町民意識調査」実施（甚目寺町）
平成 16（2004）年	3月	「私たちのまち甚目寺町の人権に関する行動計画」策定（甚目寺町）
平成 22（2010）年	1月 3月22日	「甚目寺町人権に関する町民意識調査」実施（甚目寺町） 七宝町、美和町、甚目寺町の3町合併によりあま市が誕生 「あま市人権施策推進本部」設置
平成 23（2011）年	1月 4月 12月	「あま市人権に関する市民意識調査」実施 「あま市人権施策推進懇話会」設置 「あま市人権尊重のまちづくり条例」施行
平成 24（2012）年	1月 3月	「あま市人権施策推進審議会」設置 「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」策定
平成 28（2016）年	1月	「あま市人権に関する市民意識調査」実施
平成 29（2017）年	3月	「あま市人権尊重のまちづくり行動計画（改訂版）」策定
令和2（2020）年	8月	「あま市人権に関する市民意識調査」実施
令和3（2021）年	3月	「あま市人権尊重のまちづくり条例」の一部改正
令和4（2022）年	3月	「第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」策定

3 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

少子高齢化、情報化、国際化の進展に伴い、人権問題はますます多岐にわたり複雑化しています。

昨今では、子どもの貧困問題やヤングケアラー[※]問題、性的マイノリティ（LGBT 等）などに対する偏見と差別、職場等におけるハラスメント、インターネットを悪用した差別的な書き込み、外国人に対するヘイトスピーチ等、新たな人権問題が生じています。

また、直近では、令和元（2019）年度から続いている新型コロナウイルス（COVID-19）への対応が長期化する中で、いわれのない偏見や差別、心ない誹謗中傷やいじめなど、関係者への人権侵害が問題視されています。

平成 28（2016）年の、いわゆる「人権三法」と言われる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を始め、近年でも多くの人権に関する法制度が施行されており、人権をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

本市においては、令和 2（2020）年度に「あま市人権に関する市民意識調査」を実施し、そこで明らかになった人権に関する現状や課題を施策に反映させるとともに、より効果的な人権施策に取り組んでいく必要があります。

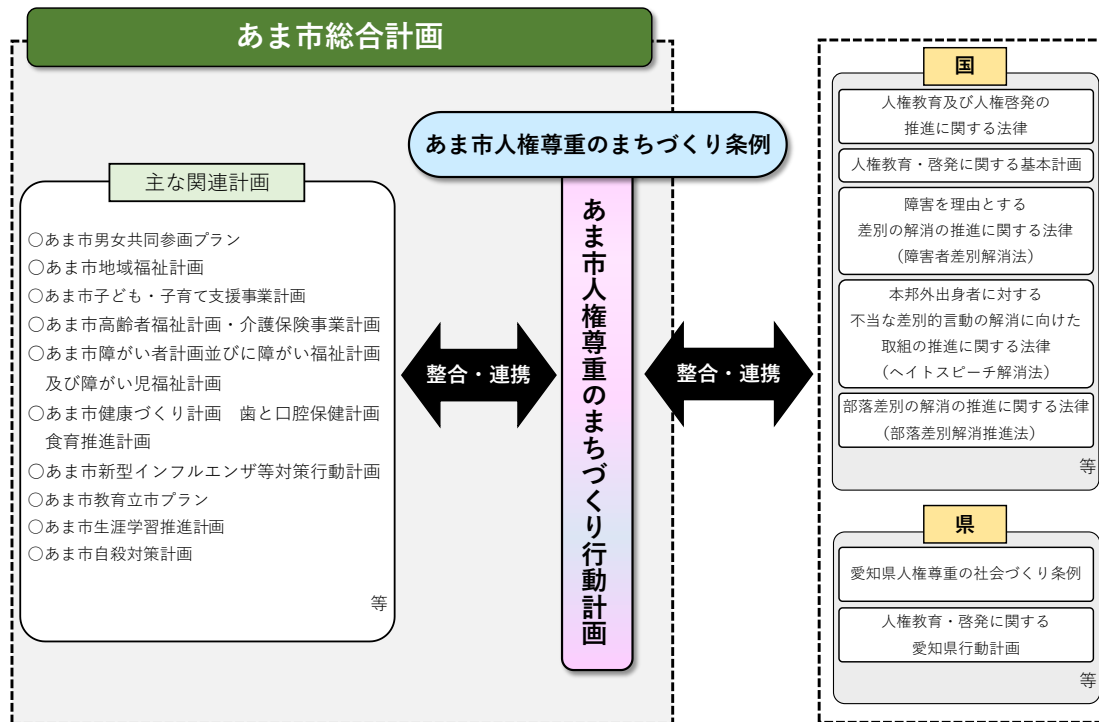
このような状況を踏まえ、本市における人権施策を総合的に推進するため、「第 2 次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」を策定します。

※ヤングケアラー：法令上の定義はありませんが、一般に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされています。
ヤングケアラーの背景には、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といったさまざまな要因があります。こうした中で、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題がありますが、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき策定するものであり、「あま市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、「あま市総合計画」のもと、他の関連計画と整合を図り、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

【関連諸計画との関係】



(3) 計画の期間

本計画は、令和4（2022）年度を初年度とし、令和 13（2031）年度を目標年度とする、10年計画として策定します。

平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度
					第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画									
				見直し						中間見直し				

(4) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内の現状を踏まえた上で、多様な視点から意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定を行いました。

① 計画策定の体制

本計画の策定体制は、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、学識経験者、市内関係団体、人権擁護委員などから構成される「あま市人権施策推進審議会」において審議を行いました。

また、庁内においては「あま市人権施策推進本部」により、本計画における具体的な人権施策を検討しました。

② 人権に関する現状・意向の把握

「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」に基づき実施している人権尊重のまちづくりに向けた施策の効果に対する検証や、市の現状、市民の人権に対する意識や意向を把握するために、令和2（2020）年度に「あま市人権に関する市民意識調査」を実施しました。

また、人権に関する現状・課題や取組に関する意見交換を行うことを目的に、令和3（2021）年度に市民参加型のワークショップを実施しました。

【あま市人権に関する市民意識調査概要】

調査対象	あま市在住の20歳以上の市民から無作為抽出
調査期間	令和2(2020)年8月17日(月)から 令和2(2020)年8月28日(金)まで
調査方法	郵送による配布・回収
配布数	3,000通
有効回答数	1,146通
有効回答率	38.2%

【市民ワークショップ概要】

- 参加者：15名
- 内容：3グループに分かれ、グループごとに各テーマについてワークショップを行いました。

開催日	テーマ
第1回 令和3(2021)年7月20日(火)	女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権
第2回 令和3(2021)年8月18日(水)	障がいのある人の人権、外国人の人権、同和問題
第3回 令和3(2021)年10月11日(月)	インターネットによる人権侵害、感染症と人権、性的マイノリティと人権

③ パブリックコメントの実施

計画は広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要であることから、パブリックコメントの実施を通じて広く市民の意見を集め、計画への反映に努めました。

意見募集期間	令和4(2022)年1月6日(木)から 令和4(2022)年2月4日(金)まで
--------	--

【市民ワークショップの様子】



(5) SDGsについて

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、持続可能な世界を実現するために作られたもので、日本国内でも、全国の各自治体がSDGsへの取組を強化しています。また、本市の「第2次あま市総合計画」においてもSDGsの考え方が取り入れられています。

2030アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」とうたっています。

また、SDGsの17のゴールの中で、下記が特に本計画と密接な関わりを持っており、本計画においてはSDGsの考え方を意識して取組を推進します。

- ゴール5 「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」
- ゴール10 「国内および国家間の不平等を是正する」
- ゴール16 「持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する」
- ゴール17 「持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

世界人権宣言は、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」と述べ、全ての人は生まれながらにして、かけがえのない、尊い、大切な存在であるとうたっています。

また、日本国憲法においては、基本的人権の尊重と、それが人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、「侵すことのできない永久の権利」として現在及び将来の国民に対し信託されたものであることがうたわれています。

私たち一人ひとりの人権は、法の下ですべての人に平等に保障されていますが、自分の人権を主張するだけでは、他の人の権利を侵害することもあります。

人は社会において、多くの人々と関わり合いながら、そのつながりの中で生きています。すべての人々が他者とのつながりを重んじ、平和で豊かな社会生活を送るためには、市民一人ひとりがお互いの違いを認めあい、互いに思いやり、共に助けあうことが必要です。

そのためには、市民一人ひとりが、人権を大切にできる豊かな感性を身につけ、人権課題を正しく理解し、思いやりにあふれた高い人権意識を持って行動していくことが大切です。

本市では、平成 24（2012）年に「第1次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」を策定して以降、人権尊重に関わる多くの施策・取組を展開し、人権尊重のまちづくりを推進してきました。

人権をめぐる問題は、時代とともに変化していますが、人権尊重に向けた活動は普遍的なものです。

本計画においては、これまでの取組・施策を継承しつつ、人権尊重のまちづくりの実現に向けての取組を一層強化していくために、「思いやりと 助け合いで 築こう 人権尊重のまち “あま”」を新たな基本理念として掲げます。

【基本理念】

思いやりと 助け合いで 築こう

人権尊重のまち “あま”

2 計画の基本目標

基本理念を実現するため、4つの基本目標に沿って施策に取り組んでいきます。

第2章

計画の基本的な考え方

基本目標1 自分らしく生きる社会を目指す

市民一人ひとりが、自分らしさに自信を持ち、自分を価値あるものとして考え、誇りと自信を持っていきいきと生活できる社会が求められています。

そのためには、自分がかげがえのない大切な存在であるという気持ちである自尊感情を持つことが大切です。自分自身を尊ぶ精神を持つことが、他の人も自分と同様に大切な存在であるということを理解することにつながります。

誰もが多様な人生の可能性の中から、個性と能力を十分発揮しながら、自分に最もふさわしい生き方を主体的に選択し、地域の中で自分らしく生きることができる社会を目指します。

基本目標2 認め合い、尊重しあう人権尊重のまちを目指す

人権の尊重とは、市民一人ひとりが多様な価値観や考え方に基づいて生活しているということを理解し、お互いがそれぞれの生き方や個性を認め合っていくことです。

お互いの人権を認め合い、尊重しあう社会を作るためには、市民一人ひとりが人権問題への理解を深め、相手の人権についての鋭敏な感性を身につけていくことが大切です。そのため、家庭、地域、学校、職場など、様々な場を通じて、人権感覚を身に付けるための多様な学習機会の場の提供や、理解促進の取組を充実させることが重要です。

こうした取組を通じ、人権に関する基本的な知識や考え方を身につけ、日常の暮らしの中に人権尊重の意識が定着した人権尊重のまちを目指します。

基本目標3 助け合い、支え合う共生社会を目指す

市民一人ひとりの人権を擁護するためには、行政をはじめとして、人権擁護委員、民生委員・児童委員など、人権に関する様々な関係者が互いに連携しながら取り組んでいくことが必要です。

また、市民一人ひとりが人権意識を高めていくだけでなく、地域社会においても、それぞれが持つ文化や価値観、個性の違いを認めあい、多様性を尊重することで、共に生きていくことのできる社会を作ることができます。

市民、事業所、行政等による協働の取組の推進を図り、それぞれの価値観・個性を尊重する高い人権意識の下で、お互いに助け合い、支え合いながら暮らしていける共生社会を目指します。

基本目標4 物理的・心理的なバリアフリー※を目指す

子どもから高齢者まで、また障がいの有無や性別にかかわらず、すべての市民が住みなれた地域で、安全で安心して社会生活を送ることのできるよう、建物、道路などの物理的障壁、偏見や差別などの心理的障壁などあらゆる障壁を取り除き、バリアフリーのまちを目指します。

※バリアフリー・・・高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が社会生活を営む上での障壁（バリア）を除去することを意味します。「バリア」には、施設面などにおける「物理的なバリア」、心や意識の中にある「心理的なバリア」、「情報面におけるバリア」、社会のしくみなどの「制度的なバリア」の4つの領域があるとされています。こうした意味において、バリアフリーは、「ハード」（物理的な面）と「ソフト」（心理・情報・制度面）の両面から取り組むべき社会全体の問題と言えます。

3 計画の体系

基本理念の実現に向け、4つの基本目標をもとに、重点的に取り組む人権施策（共通施策）と、個々の重要課題（分野別施策）への取組を推進します。

【基本理念】

思いやりと助け合いで築こう 人権尊重のまち“あま”

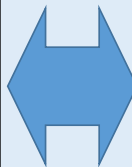
《基本目標》

- ① 自分らしく生きる社会を目指す
- ② 認め合い、尊重しあう人権尊重のまちを目指す
- ③ 助け合い、支え合う共生社会を目指す
- ④ 物理的・心理的なバリアフリーを目指す

《取組》

重点的に取り組む人権施策の推進 （共通施策）

- 1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進
- 2 学校等における人権教育・啓発の推進
- 3 職場における人権教育・啓発の推進
- 4 人権擁護の推進



重要課題と取組の方向性 （分野別施策）

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障がいのある人
- 5 部落差別（同和問題）
- 6 外国人
- 7 インターネットによる人権侵害
- 8 ハンセン病・感染症患者等
- 9 性的マイノリティ
- 10 様々な人権問題

第3章 重点的に取り組む人権施策の推進(共通施策)

1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

○ 現状と課題

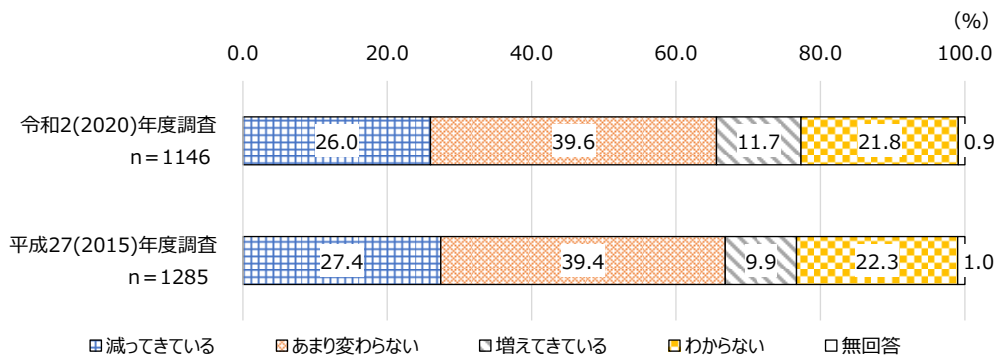
社会の基礎的単位である家庭や、最も身近な社会集団である地域は、家族や地域の人々とのふれあいや関わりを通じ、他人を思いやる心などを体感できる人権学習の場といえ、特に、子ども的人格形成の過程において極めて大きな役割を果たしています。生活の基点である家庭や地域の中であって、一人ひとりの人権が守られることは、人権を尊重するまちづくりの基礎といえます。

近年では、少子化や核家族化、高齢化、都市化等が進む中で、育児不安や子どもへの過保護・過干渉、虐待の問題、夫婦間やパートナー間でのドメスティック・バイオレンス(DV)、介護の場における高齢者への虐待等の人権に関わる問題が指摘されています。

また、市民意識調査では、「日本社会における人権侵害や差別は、10年前に比べて減ってきていると思いますか。」について、「減ってきている」と感じている人が26.0%、「あまり変わらない」と感じている人が39.6%、「増えてきている」と感じている人が11.7%となっています。平成27(2015)年度調査と比較すると、大きな差異が見られない状況となっており、人権侵害や差別を減らしていくために、一人ひとりの人権意識の向上に引き続き努めていくことが非常に重要です。

こうした状況を踏まえ、人権啓発イベントの実施や学習機会等を充実させ、正しい情報を積極的に発信することにより、家庭・地域における人権教育・啓発を推進するとともに、人権に関わる様々な問題に対応するため、人権教育・啓発の指導者の育成や、家庭、地域、学校、事業所などが連携・協力して支援する体制の整備が求められます。

問：日本社会における人権侵害や差別は、10年前に比べて減ってきていると思いますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2(2020)年度）

○ 第1次計画（改定版）の評価と課題

第1次計画（改訂版）計画期間中の施策・事業・取組の評価を行いました。
評価基準は以下のとおりです。

評価基準			
A	かなり取り組めた (100%以上実施)	D	あまりできなかった (40%未満実施)
B	取り組めた (70%以上 100%未満実施)	E	事業未実施
C	ある程度取り組めた (40%以上 70%未満実施)		

評価は以下のとおりです。

項目	評価				
	A	B	C	D	E
家庭・地域における人権教育・啓発の推進	5	28	1	0	0

「家庭・地域における人権教育・啓発の推進」について、全34施策中、A評価が5施策、B評価が28施策、C評価が1施策、D評価が0施策、E評価が0施策となっています。

多くの施策が高評価である一方で、令和元（2019）年度から世界的に流行している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で講演会や研修会といった教育・学習の機会が中止となったため、コロナ禍における施策や取組の実施方法について検討していく必要があります。

また、市民からのニーズの増加や緊急を要する場合への対応に不十分な点も見られることから、各種支援体制の強化が必要です。あわせて、例年と同じ取組を継続するだけでなく、社会情勢の変化に応じた新たな取組を検討していく必要があります。

○ 取組の方向性

(1) 家庭における人権教育・啓発の推進

家族がふれあい、豊かな心を育む温かい家庭をつくる家庭教育の充実を図るため、様々な場面において、保護者を対象とした啓発活動や人権尊重に対する理解を深めるための支援・啓発を推進します。

また、子どもと保護者が地域で孤立しないように、関係機関と連携しながら、身近な人に気軽に相談できるよう支援に努めます。

① 家庭における教育力を高めるための支援を行います。	
【取組の内容】	【主な担当課】
・家庭における教育力を高めるために、子育て教室等の充実を図るとともに、父親の育児参加の促進を図ります。	生涯学習課
・家庭における男女共同参画を進めるために、講演会や研修会などの学習機会や情報の提供を行います。	人権推進課
・子どもや保護者の孤立を防ぎ、支援する仕組みの充実を図ります。	子育て支援課
・保護者への人権教育・啓発を推進します。	学校教育課

② 家族がふれあい、豊かな心を育む機会を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
・児童の健全育成の拠点施設である児童館を子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、親子がふれあう機会を充実します。	子育て支援課
・家庭教育を応援するための家庭教育読本を発行・活用し、家庭や地域における家庭教育の充実と、企業などの協力を促進します。	生涯学習課
・家族がふれあい、豊かな心を育む家庭づくりのために、「家庭の日」、「あまっ子デー」の周知・啓発を図ります。	
・家族が絆を深め、地域住民との連帯感を醸成するため、町内会行事や祭り等への参加を啓発します。	企画政策課

③ 子育て・介護などを行う家庭への相談事業を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
・すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て相談の充実を図ります。	子育て支援課
・子育てコンシェルジュや子育て支援センターでの相談事業等の充実を図ります。	
・家庭児童相談員を設置し、家庭における児童の福祉に関する相談に対応します。	
・介護保険サービスや高齢者福祉サービスに関する情報の提供、相談・助言を行います。	高齢福祉課
・妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援を行います。	健康推進課
・子育てに不安や悩みを抱える保護者等への家庭訪問の充実を図ります。	
・障がいのある人の相談支援事業の充実を図ります。	社会福祉課

（2）地域における人権尊重の環境づくり

市民が人権に関する基本的な知識や考え方を習得し、思いやりのある人権感覚を身につけることができるよう、市民の多様なニーズに応じた学習内容と学習機会の充実を図り、人権教育・啓発の指導者の育成とともに、家庭、地域、学校、事業所などと連携して人権尊重の環境づくりを推進します。

① 人権に関する基本的な知識や考え方の習得を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙や啓発パンフレット、市公式ウェブサイトなどをはじめ、各種媒体を活用し、市民や事業所に対して人権啓発を推進します。 ・ 市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会・映画上映会やパネル展示、講座などを開催します。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権講演会において、中学生による人権作文の発表を行います。 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に人権尊重の大切さを考えるきっかけづくりの場となる海部地区人権教育講演会を開催します。 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会、法人会、事業所等に、人権教育・啓発の情報提供を行います。 	産業振興課

② 身近で参加しやすい学習機会の提供に努めます。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権ふれあいセンターや公民館などの身近な公共施設における人権教育・啓発に関する学習講座・教室の充実を図ります。 ・ 体験型、参加型学習を取り入れるなどの効果的な学習方法を研究し、実施します。 ・ 偏見や差別のない明るく住みよいまちづくりを進めていくため、多様な社会生活の場での学習機会の工夫と充実を図ります。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個性や能力を発見し、新たなコミュニティを形成する契機とするため、各種生涯学習講座を開催します。 	生涯学習課

③ 人権教育・啓発活動を推進する指導者の養成を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門機関や関係機関、関係団体などとのネットワークを構築します。 ・ 人権に関する正しい学習や教育を行うことができるよう、指導者の養成や指導者の資質向上を図る研修に職員を派遣します。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の教職員の人権意識向上・人権感覚を高めるための研修会を開催します。 	学校教育課

④ 家庭、地域、学校との連携・協力の強化を図ります。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護委員の活動支援や連携の強化を図ります。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む学校運営協議会を運営し、地域に密着した学校づくりを推進します。 参加体験型学習を重視して、人権に対する正しい理解を深めるため、交流やボランティア体験などの人権教育・啓発活動を推進します。 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員、家庭、地域、行政の連携強化を図り、市民の主体的な相互理解、相互扶助の浸透を図ります。 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課を中心に、保健センター、民生委員・児童委員をはじめとする相談・支援機関との連携を強化し、家庭、地域を含めたトータルな子ども支援体制を構築します。 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> 地域における世代間交流を促すことにより、地域全体で人権尊重や支えあいの意識の向上を図ります。 中学生の代表を平和事業の先進地へ派遣し、戦争の悲惨さや平和の尊さについて学ぶ平和体験学習派遣事業を実施します。 	企画政策課

2 学校等における人権教育・啓発の推進

○ 現状と課題

学校は、児童・生徒一人ひとりの人権が尊重され、学習を通じて自らの個性や能力を育むための場であり、人格形成に大きな影響があります。

しかし、学校等における体罰やいじめなど、権利の主体である子どもに対する重大な人権侵害により、子どもを不登校や自殺に至らせるといった深刻な課題は依然として大きく、近年ではインターネット等の普及により、こうした問題は一層複雑化しています。

市民意識調査では、人権が尊重される社会の実現のためには、幼稚園・保育園、学校などでの人権教育（保育）の充実が必要と考える人の割合が高くなっています。また、教育を担う教職員を含め、人権に関わりがある職場に勤める人の人権意識の高揚が必要と考える人も多く見られます。

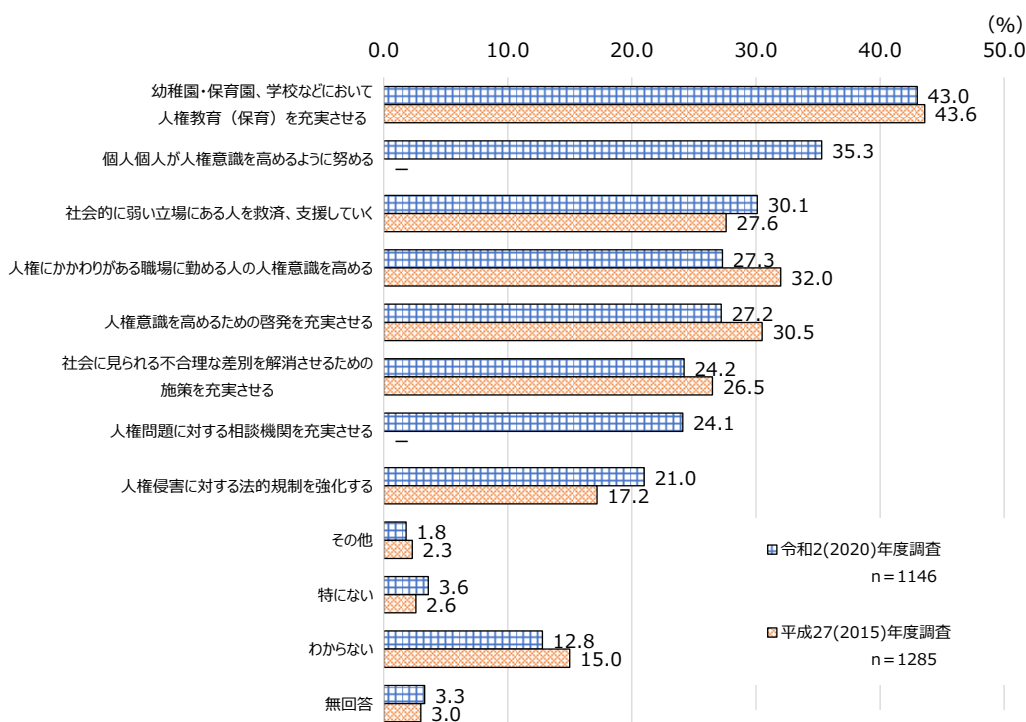
一方で、小中学生の人権啓発に関する作品展示や、中学生による人権作文の発表などは、多くの市民に認識されており、学校外への啓発としても効果が期待できることがみてとれます。

学校教育においては、多様な人々との交流の機会を設け、障がいのある人、子ども、高齢者、部落差別（同和問題）、外国人等に対するあらゆる差別や偏見をなくすことを目的とした人権尊重の教育を推進することが重要です。

また、教職員については、人権研修の充実等を通じて、人権についての正しい知識を持ち、理解を深めることで人権意識の高揚を図り、指導力の向上に努める必要があります。

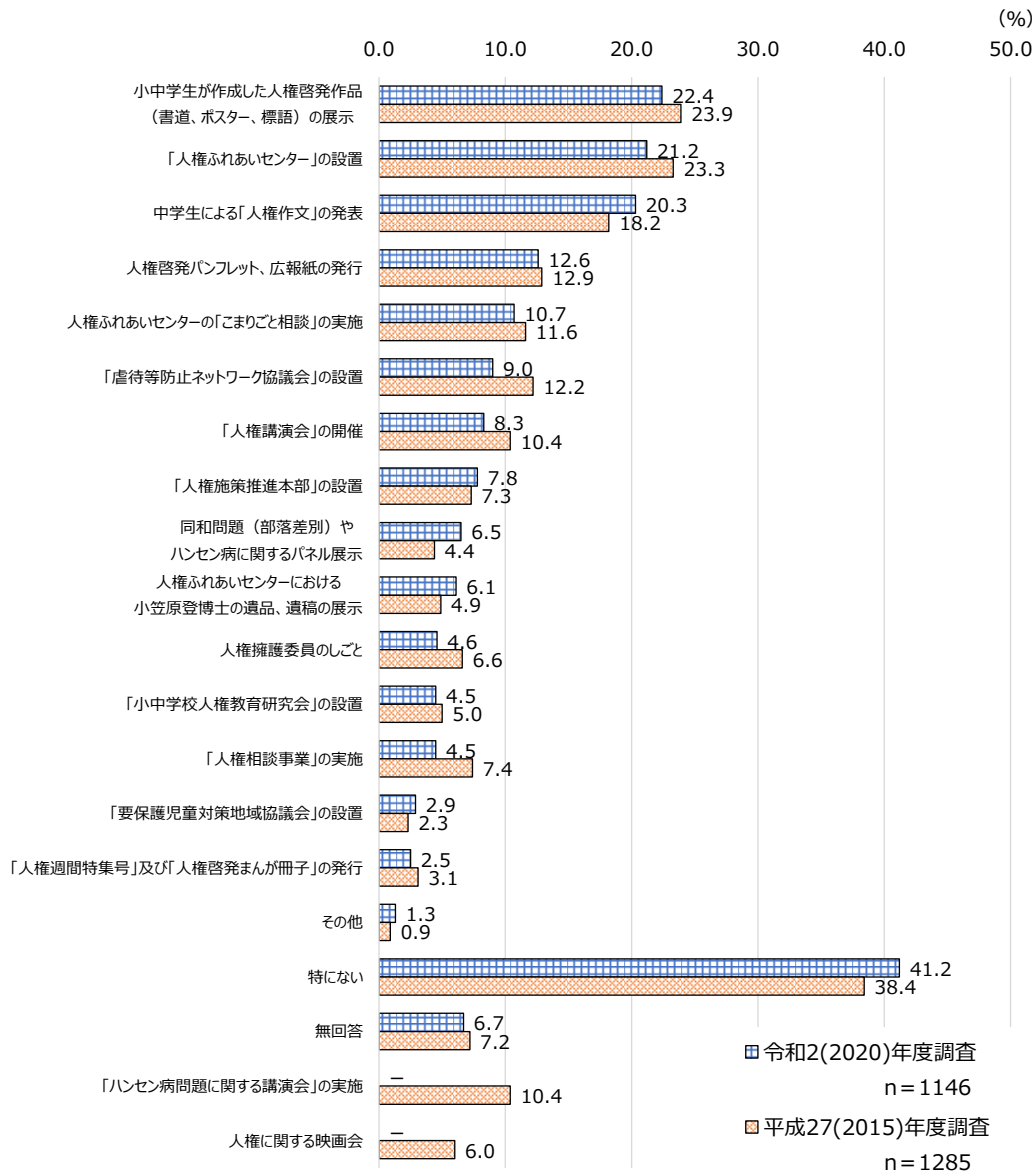
さらに、いじめや体罰等の未然防止と早期発見・早期対応の体制を整備するとともに、人権侵害をしない・させない意識を高める指導の充実が求められます。

問：人権が尊重される社会を実現するためには、特にどのような取り組みが必要だと思いますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2(2020)年度）

問：本市では、人権問題に関して以下のことを行っていますが、ご存じのものはありますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2(2020)年度）

第3章

重点的に取り組む人権施策の推進（共通施策）

2 学校等における人権教育・啓発の推進

○ 第1次計画（改定版）の評価と課題

第1次計画（改訂版）計画期間中の施策・事業・取組の評価を行いました。
評価基準は以下のとおりです。

評価基準			
A	かなり取り組めた (100%以上実施)	D	あまりできなかった (40%未満実施)
B	取り組めた (70%以上 100%未満実施)	E	事業未実施
C	ある程度取り組めた (40%以上 70%未満実施)		

評価は以下のとおりです。

項目	評価				
	A	B	C	D	E
学校等における人権教育・啓発の推進	5	7	1	0	0

「学校等における人権教育・啓発の推進」について、全13施策中、A評価が5施策、B評価が7施策、C評価が1施策、D評価が0施策、E評価が0施策となっています。

多くの施策が高評価である一方で、令和元（2019）年度から世界的に流行している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で保育士、教職員の資質向上のための講演会や研修会が中止となっており、コロナ禍における資質・指導力の向上や教育・指導方法について検討していく必要があります。

また、昨今の社会情勢を鑑み、市内の人材発掘・人材育成に努めるとともに、関係機関との情報交換、連携を一層強化していくことが重要です。

○ 取組の方向性

(1) あらゆる教育活動を通じた人権教育の充実

生命の尊さや価値を知り、他人への思いやりや人権を尊重できる心豊かな子どもたちを育てるため、また、学校における教育活動全体を通して人権に対する理解を深めながら、問題解決の力を育み、知識だけでなく行動につながられるよう、すべての子どもの自己実現を目指す人権教育を推進します。

① 就学前教育の充実を図ります。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 子どもと親が人権尊重意識を高めるため、交流や体験を通して人権尊重の精神の基礎を築くよう努めます。 幼稚園、保育園、認定こども園において、幼児の発達の特性を十分に踏まえ、人権尊重の精神の基礎を築くよう努めます。 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関や各課と協力し、就学前相談の充実を図ります。 	学校教育課
② 学校教育の充実を図ります。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等の発達段階に応じて、教育内容に創意・工夫を凝らした人権教育を充実します。 児童生徒が人権問題を自らの問題として考える判断力と実践力を身につけるよう、人権教育の充実に努めます。 あま市小中学校人権教育研究会の支援や、各学校において人権教育の内容・方法などを取り入れた心の教育の充実を図ります。 気づきを通じて自尊感情を高める参加体験型の学習手法を導入します。 	学校教育課
③ 児童生徒に対する相談体制の整備を図ります。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒等に対する個別カウンセリングや体験活動、学習活動等を組織的、計画的に行うために、教育相談センターの充実を図ります。 	学校教育課
④ 人権教育・保育の充実を図ります。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 各課と連携し、人権教育・保育の充実を図ります。 花を育てる体験を通して、生命の尊さを実感し、人の思いやり、心の優しさを育む人権の花運動を実施します。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護委員による保育園人権教室を実施します。 	子育て支援課

（2）保育者、教職員の資質向上を図る研修の充実

保育施設、学校等における人権教育・啓発を推進する保育者、教職員が人権について理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけることが不可欠であり、専門的な知識や実践的な指導力を高め、自らの資質の向上のための職員研修や人権に関する学習機会の充実を図ります。

① 保育士、教職員の指導力の向上を図ります。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の資質向上のため、研修を充実します。 ・教育活動の支援や、個別の児童生徒の学習支援を行う ALT などのスクールサポーターの充実に努めます。 ・若い教職員の資質・指導力を向上させるため、初任者研修等の研修体制を充実します。 ・人権学習に関する指導方法や教材開発を推進します。 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・保育者の資質や力量を向上させるため、研修を充実します。 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・海部地区人権教育講演会の開催を通じ、教職員及び市民の人権に対する意識を高めます。 	生涯学習課

（3）家庭・地域との連携強化

学校等における人権教育・啓発を効果的に推進するため、家庭・地域との情報を交換し、人権教育・啓発活動に一体となって取り組めるよう、連携の強化を図ります。

① 家庭・地域との連携・協力の強化を図ります。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・教育人材バンクを設置して、地域の人材を登録し、各学校における地域の人材活用を促進します。 ・スクールカウンセラーを設置し、小中学校のいじめ・不登校児童生徒の対応方法や指導について、関係機関との情報交換・連携を図ります。 ・子どもたちの社会性や望ましい職業観・勤労観を育成するために、地元の商店街や企業等と連携した社会体験活動や職場体験、出前講座の実施を推進します。 	学校教育課
	産業振興課

3 職場における人権教育・啓発の推進

○ 現状と課題

安心・安全に働くことは、一人の人間として経済的にも精神的にも自立し、充実した人生を送るための基本的な権利の一つです。また、企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、人権尊重の理念に基づいて、労働者一人ひとりの人権が尊重される職場づくりと、すべての人の人権が尊重される住みよい社会づくりに努めることが求められています。

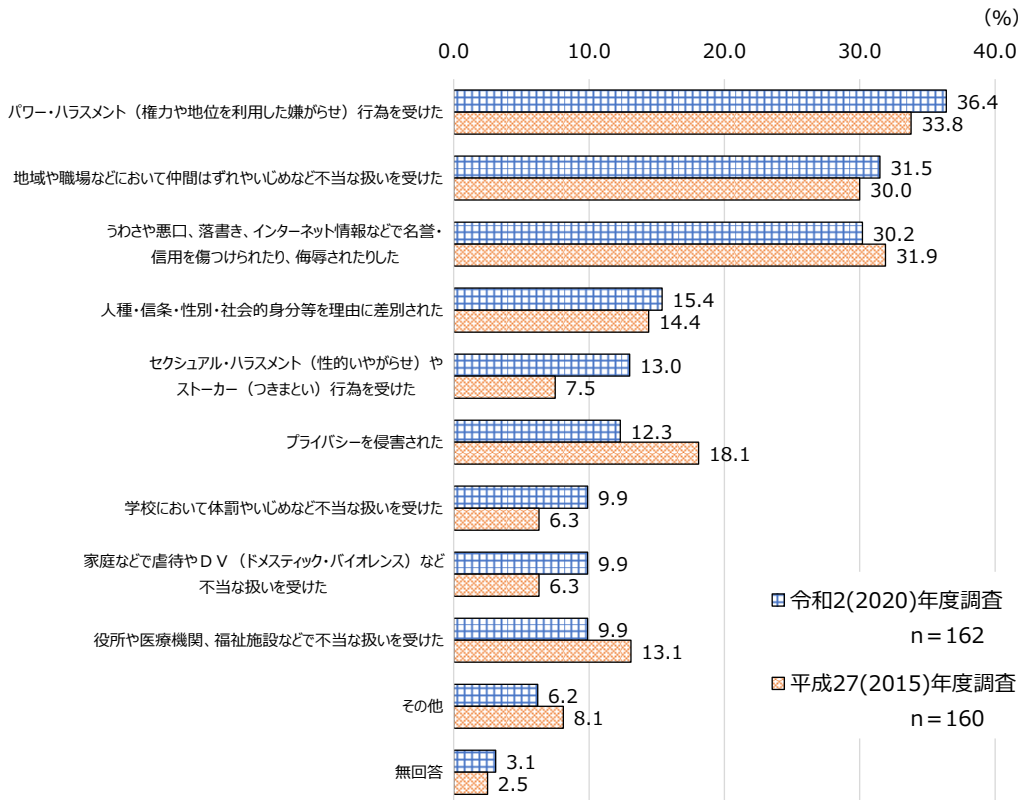
市民意識調査では、人権を侵害されたと感じている人では、パワー・ハラスメントや、職場での仲間はずれ、いじめを経験している割合が高くなっています。

職場においては、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント※、採用選考における身元調査や採用試験での差別的な質問などの人権侵害が依然として残っていることが叫ばれており、企業は多くの人権問題を抱えていることが考えられます。

人権尊重意識の高い職場づくりと雇用・労働条件等の就労環境の整備、個人情報 の適正な管理等、社会的責任を果たす取組が推進されるよう、関係機関と連携しながら企業を対象とした人権教育・啓発の支援が必要です。また、女性、障がいのある人、高齢者、外国人、性的マイノリティの人等、様々な事情を持つ人が働く場の環境を整備し、雇用や就労の場における均等な機会と待遇の確保を推進し、誰もが働き続けられる体制を整えていくことが重要です。

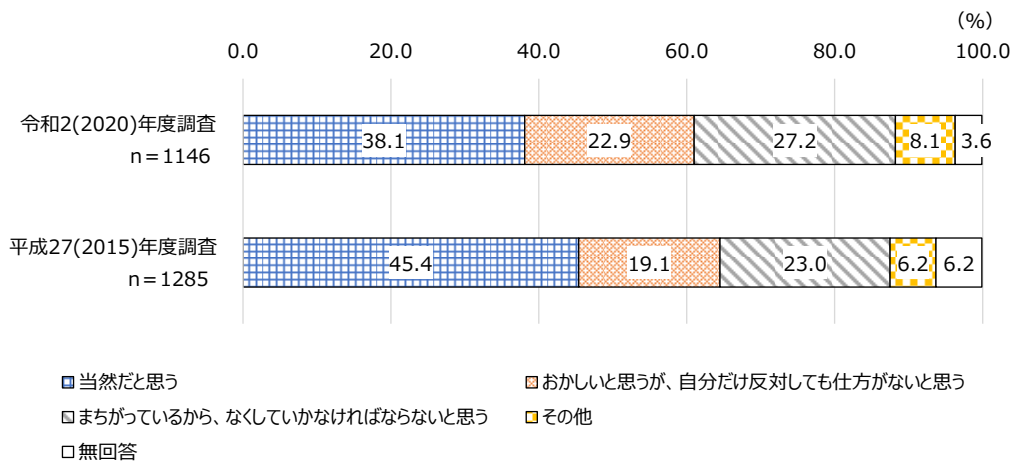
※マタニティ・ハラスメント・・・会社で働く女性が、妊娠、出産、子育てを理由に、企業から受ける解雇や雇い止めといった不利益な扱いや、妊娠や出産にあたって職場で受ける嫌がらせ等、精神的・肉体的なハラスメントを意味します。

問：自分の人権を侵害されたと思ったのは、どのような場合でしたか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2(2020)年度）

問：企業が採用選考のときに身元調査をすることについて、あなたはどのように思いますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2(2020)年度）

第3章

重点的に取り組む人権施策の推進（共通施策）

3

職場における人権教育・啓発の推進

○ 第1次計画（改定版）の評価と課題

第1次計画（改訂版）計画期間中の施策・事業・取組の評価を行いました。
評価基準は以下のとおりです。

評価基準			
A	かなり取り組めた (100%以上実施)	D	あまりできなかった (40%未満実施)
B	取り組めた (70%以上 100%未満実施)	E	事業未実施
C	ある程度取り組めた (40%以上 70%未満実施)		

評価は以下のとおりです。

項目	評価				
	A	B	C	D	E
職場における人権教育・啓発の推進	3	6	2	2	0

「職場における人権教育・啓発の推進」について、全13施策中、A評価が3施策、B評価が6施策、C評価が2施策、D評価が2施策、E評価が0施策となっています。

半数以上の施策が高評価である一方で、行政、民間企業問わず人権に対する意識の向上が徹底できていないケースが見られます。

行政においては、庁内職員の意識向上に努め、講演会等の参加促進や、差別等に関する理解を深め、人権尊重を基本とした職務を遂行できるようにしていく必要があります。民間企業においては、庁内関係各課と商工会等関係機関との連携を通じ、企業向けの人権教育の取組を強化していくことが重要です。

○ 取組の方向性

(1) 企業等事業所における人権教育・啓発の充実

企業等においては、コンプライアンス（法令遵守）の取組を取り入れる動きが広まってきており、公正な採用選考を通じた差別のない社会や男女共同参画社会の実現、障がいのある人に対する法定雇用率の達成、高齢者や若年層など就労困難層の雇用、個人情報やプライバシーの保護など、人権問題解決の社会的役割と責任を果たすため、企業等の主体的な人権教育・啓発を支援します。

① 企業等事業所の主体的な人権教育・啓発活動を促進・支援します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none">企業等に対して啓発パンフレット等を配布し、人権教育・啓発の支援に努めます。人権尊重の考え方から、事業所や市民に対して、個人情報の保護や情報管理に関する啓発を行います。	人権推進課
<ul style="list-style-type: none">パンフレット、市公式ウェブサイトなどにより、地元産業や企業などを紹介します。商工会と連携し、啓発の充実に努めます。	産業振興課

(2) 雇用の機会均等の確保と働きやすい職場づくり

公正な採用や明るい職場づくりなど、人権尊重に基づいた快適な職場環境を整備するよう、労働に関する法令の遵守はもとより、性別による賃金や昇進・昇格などの格差を解消し、個人の能力を発揮できる雇用環境の整備を進めます。

① 雇用や就労の場における均等な機会と待遇の確保を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none">企業等に対して、個人の能力と適性に基づく公正な採用選考の周知徹底に努めます。	人権推進課
<ul style="list-style-type: none">就労の場における男女共同参画を推進するため、企業等事業所に対して「男女雇用機会均等法」などの周知を図ります。巡回労働相談や社会保険労務士による派遣労働相談を実施します。	産業振興課

（3）特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進に当たっては、一般行政職員や教育関係者、福祉関係者、保健・医療関係者、消防関係者は、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められます。特に人権に関わりが深い特定の職業に従事する人に対して、研修やパンフレット配布等による人権教育・啓発の充実に努めます。

① 市職員に対する人権教育・啓発を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> より高い人権意識を持って職務に従事できるよう、市職員の人権に関する講演会などへの参加促進を図り、人権尊重の視点に立った市民サービスの提供や個人情報保護の徹底を図ります。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 市民の模範となるべき市職員においては、人権尊重を基本とした職務を遂行できるよう、研修や学習機会を一層充実します。 	人事秘書課

② 教育関係者に対する人権教育・啓発を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 教職員の資質向上のため、研修を充実します。 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> 教職員及び市民に人権尊重の大切さを考えるきっかけづくりの場となる海部地区人権教育講演会を開催します。 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> 保育者の資質や力量を向上するために、研修を充実します。 	子育て支援課

③ 福祉関係者、保健・医療関係者、消防関係者に対する人権教育啓発を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 愛知県等が実施する障がいのある人の権利擁護と虐待防止に関する研修等の情報を市内障害福祉サービス事業所等に提供します。 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の代表者による虐待等防止ネットワーク協議会を開催します。 	高齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 各種講座や職員人権研修に参加し、情報提供などの支援を行います。 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> 市町村等人権啓発指導者研修会に参加し、情報提供などの支援を行います。 	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> 消防団員に対し、人権講演会等への参加を呼びかけ、人権意識の高揚を図ります。 	安心安全課

4 人権擁護の推進

○ 現状と課題

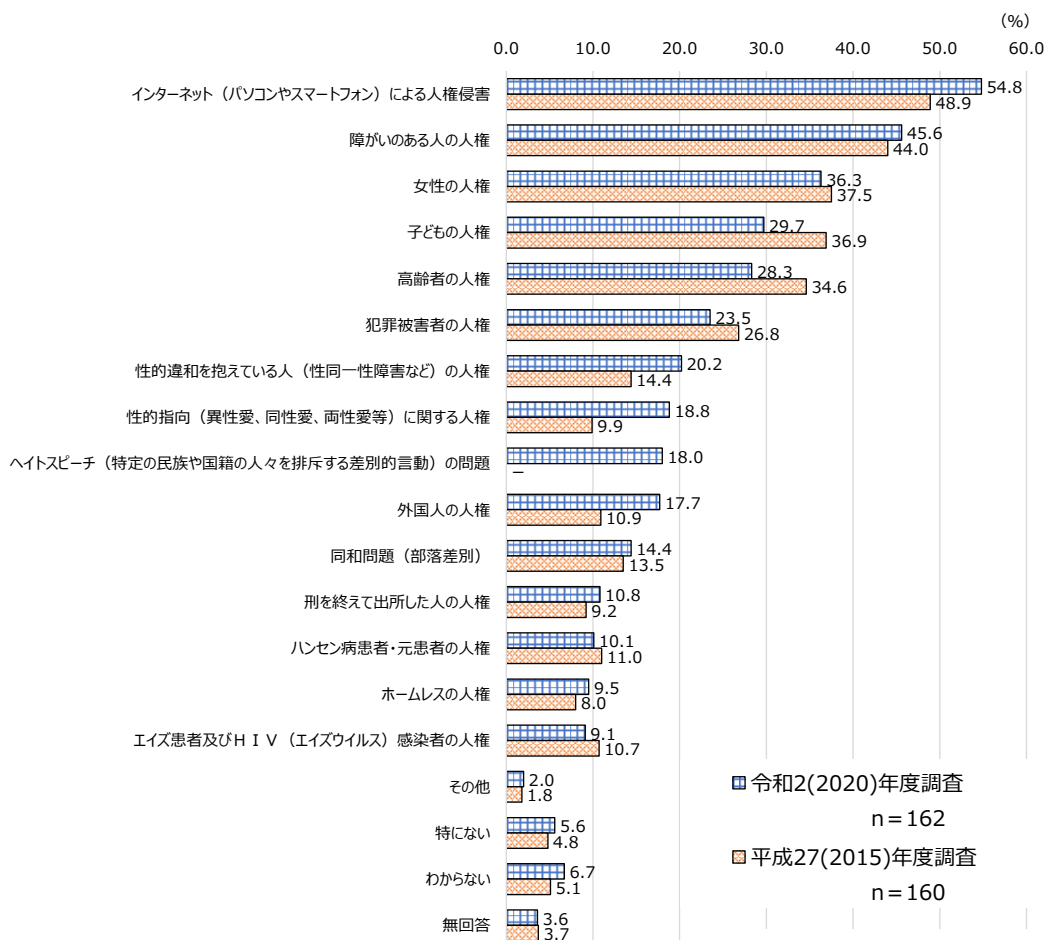
インターネットの普及は、多くの人々が豊かな社会生活を享受することができる一方、発信者の秘匿性を悪用し、インターネットの掲示板への基本的人権を侵害する書き込みや、個人情報等を暴き立てる行為など、人権侵害や差別を助長しています。近年では、インターネット上での誹謗中傷を発端とした訴訟問題、デマや嘘の情報を通じて多くの人々の人権を損害する事案が発生するなど、非常に深刻化しています。

行政の業務では、多くの個人情報収集、利用、管理されています。昨今では企業等による大規模な個人情報流出が問題となっており、個人情報の取扱いには細心の注意が必要です。職員一人ひとりが個人情報保護の重要性を認識し、徹底することが重要です。

市民意識調査では、日本の社会における重要な人権問題として、インターネットによる人権侵害を挙げる割合が最も高くなっており、平成 27（2015）年度調査と比較すると、5ポイント以上高くなっていることから、インターネットによる人権侵害に対する問題意識が大きくなっていることが分かります。

こうした状況から、今後は、個人情報保護体制の一層の強化や、プライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発活動を引き続き推進していく必要があります。また、人権問題に対する相談窓口や支援体制を充実するとともに、こうした取組に関する情報の周知徹底を図ることが必要です。

問：日本の社会における人権にかかわる問題として、重要な問題は、どれだと思いますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2（2020）年度）

○ 第1次計画（改訂版）の評価と課題

第1次計画（改訂版）計画期間中の施策・事業・取組の評価を行いました。
評価基準は以下のとおりです。

評価基準			
A	かなり取り組めた (100%以上実施)	D	あまりできなかった (40%未満実施)
B	取り組めた (70%以上 100%未満実施)	E	事業未実施
C	ある程度取り組めた (40%以上 70%未満実施)		

評価は以下のとおりです。

項目	評価				
	A	B	C	D	E
人権擁護の推進	1	10	2	0	0

「人権擁護の推進」について、全13施策中、A評価が1施策、B評価が10施策、C評価が2施策、D評価が0施策、E評価が0施策となっています。

各種相談事業を実施し、相談窓口を設置しているものの、市民の認知度はまだ十分とは言えないため、積極的な周知を図っていくことが重要です。

また、相談ニーズの多様化・複雑化が進んでいる中で、相談に対応するための専属の職員がおらず、他の業務と並行して相談対応をしているために職員の負担が大きくなっていることも課題となっています。庁内における相談体制・相談業務を精査し、負担軽減に努めるとともに、市民にとって相談しやすい体制を整備していくことが必要です。

○ 取組の方向性

(1) 個人情報保護の体制強化

市民に関する個人情報の適正な収集、利用、管理などを徹底するため、市職員の意識向上や個人情報保護に関する仕組みづくりの強化に努めます。

① 市職員の個人情報の取扱いに対するモラル向上に努めます。	
【取組の内容】	【主な担当課】
・「あま市個人情報保護条例」の適正な運用のための助言、指導等を行い、個人情報の適切な管理体制を構築します。	総務課
・個人情報の悪用を防ぐための制度の周知に努めます。	市民課
・市職員が個人情報保護のための意識を高めるとともに、職員研修などで個人情報に対するセキュリティ意識の向上を図ります。	情報推進課

(2) 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

人権に関する様々な悩みや問題の解消に向けて、市民が相談やサービスを利用しやすくなるよう、相談・支援体制を充実します。

① 様々な人権問題に対する相談・支援体制を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内の問題や隣近所とのトラブル、いじめや差別など、様々な問題の相談に応じます。 ・多様な人権問題に対して、人権侵害の発生を未然に防ぐための人権教育・啓発活動を充実します。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・専門機関や関係機関などで構成する「あま市虐待等防止ネットワーク協議会」で、虐待の発生防止、保護、支援体制について協議します。 ・虐待を発見した場合の通報義務の周知等、虐待対応マニュアルを実情に合わせて随時改訂し、運用します。 ・高齢者虐待被害者の身体的及び精神的ダメージを軽減するため、一時的な入所施設をはじめとする関係機関と連携を図ります。 	高齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・生活上のいろいろな心配や悩み等について、民生委員・児童委員等による相談、弁護士による法律相談を実施します。 ・身体などに障がいのある本人、家族に対しての相談支援を通じ、適切な相談機関やサービスにつなげます。 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談、母子家庭等相談を実施し、家庭生活を取り巻く様々な悩みごとなどに関する相談支援を総合的に行います。 ・女性へのDV防止や、DV被害者の保護・支援のため、各機関とのネットワークを構築・強化し、情報の共有化を行います。 ・虐待を発見した場合の通報義務を周知するとともに、関係機関と連携を図り、支援体制の充実に努めます。 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者トラブル等についての相談に応じます。 	産業振興課
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における自殺予防対策を推進するため、ゲートキーパー養成研修を実施します。 ・自殺の危険性が高い方の早期発見、早期対応を図るため、個別相談会を実施します。 	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・市民にとって身近で相談しやすい窓口づくりに努めます。 	関係各課

第4章 重要課題と取組の方向性(分野別施策)

1 女性

○ 現状と課題

昭和 54（1979）年に女性の権利を包括的に保障する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が国連で決議され、女性の人権尊重の重要性が確認されました。我が国は、昭和 60（1985）年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（男女雇用機会均等法）の制定など、国内法の整備を図り、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

平成 11（1999）年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とし、21 世紀の我が国社会を決定する重要課題であると位置付けています。

職業生活の分野においては、男女共同参画を重点的に推進するため、平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）を施行し、地方公共団体や企業等に女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定を求める等の取組を進めています。

女性に関わるさまざまな問題、解決すべき課題の背景には性別による固定的役割分担意識やジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）に基づく偏見や不平等があります。

市民意識調査によると、女性に関する人権上の問題については、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」や、「職場における差別待遇（採用、昇格、賃金など）」が多く答えられています。また、「セクシュアル・ハラスメント」や「固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）」の割合は、平成 27（2015）年度調査に比べて7ポイント程度高くなっており、女性に対する人権侵害の深刻さを伺うことができます。

また、男女間の暴力に関しては、平成 12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）が施行（平成 26（2014）年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に法改正）されました。

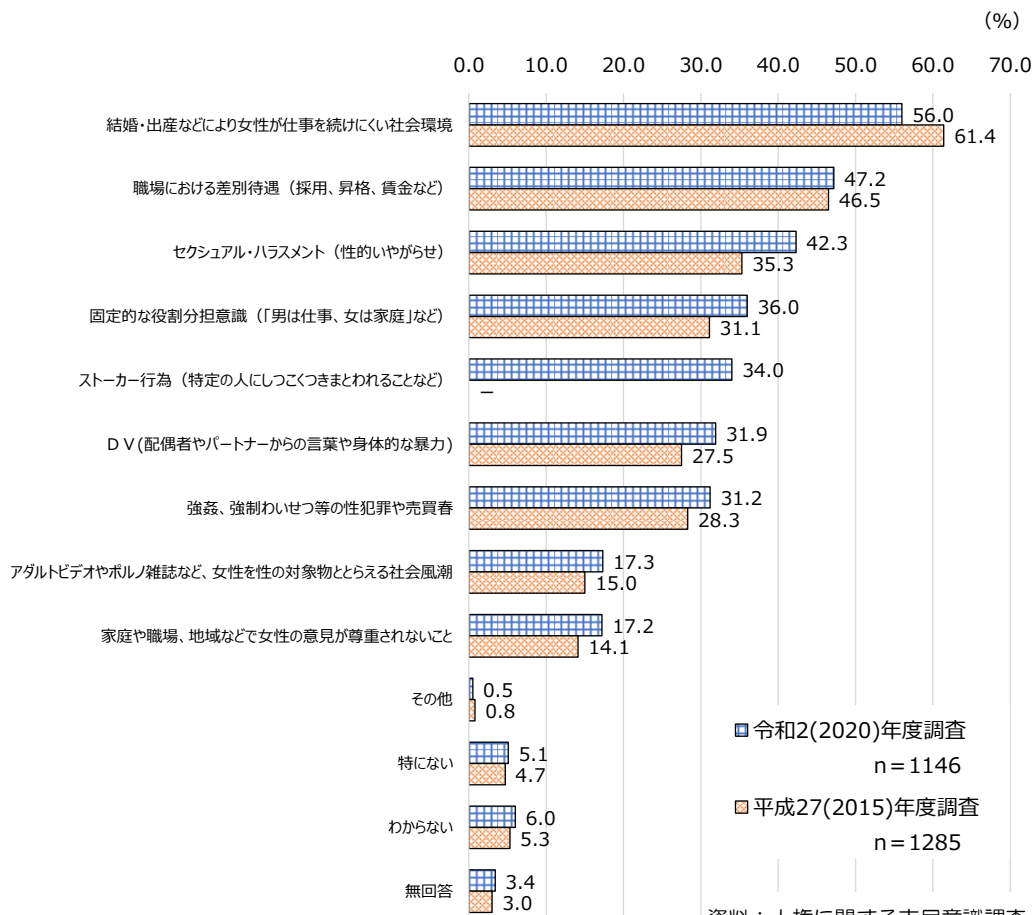
ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等は重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性で、被害が深刻化しやすいと言われています。その背景には経済力の格差、上下関係、固定的な性別役割分担意識が根強く残る社会構造の問題があります。

今後は、「あま市男女共同参画推進条例」（平成 24（2012）年4月施行）に基づき策定した「あま市男女共同参画プラン」により、一人の人間として男女が互いにその人権を尊重し合い、真に豊かで幸福な人生を送ることができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

女性の人権に関する動向

昭和60(1985)年	6月	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)批准
昭和61(1986)年	4月	「男女雇用機会均等法」施行
平成11(1999)年	6月	「男女共同参画社会基本法」施行
平成12(2000)年	11月	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)施行
平成13(2001)年	10月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行
平成22(2010)年	12月	「第3次男女共同参画基本計画」策定
平成24(2012)年	4月	「あま市男女共同参画推進条例」施行
	6月	「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定
	9月	「あま市男女共同参画プラン」策定
平成27(2015)年	4月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)改正法施行
	9月	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)施行
	12月	「第4次男女共同参画基本計画」策定
平成29(2017)年	1月	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)改正法施行
	3月	「あま市男女共同参画プラン(改訂版)」策定
平成30(2018)年	5月	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
令和2(2020)年	4月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)改正法施行
	6月	「男女雇用機会均等法」改正法施行 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)改正法施行
	12月	「第5次男女共同参画基本計画」策定
令和3(2021)年	6月	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正法施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)改正法施行
令和4(2022)年	3月	「第2次あま市男女共同参画プラン」策定

問：女性に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



○ 第1次計画（改訂版）の評価と課題

第1次計画（改訂版）計画期間中の施策・事業・取組の評価を行いました。
評価基準は以下のとおりです。

評価基準			
A	かなり取り組めた (100%以上実施)	D	あまりできなかった (40%未満実施)
B	取り組めた (70%以上 100%未満実施)	E	事業未実施
C	ある程度取り組めた (40%以上 70%未満実施)		

評価は以下のとおりです。

項目	評価				
	A	B	C	D	E
女性	3	20	3	0	0

「女性」に関する施策について、全 26 施策中、A 評価が 3 施策、B 評価が 20 施策、C 評価が 3 施策、D 評価が 0 施策、E 評価が 0 施策となっています。

女性に関する様々な事業を展開している中で、令和元（2019）年度から世界的に流行している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で事業の中止や利用の減少が見られており、事業のあり方を再検討する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で家にいる時間が多くなったことで、DV 被害の増加が危惧されます。庁内関係各課や関係機関との情報共有・連携を強化し、女性への支援を一層推進していくことが重要です。

○ 取組の方向性

(1) 男女の人権の尊重

男女共同参画や男女平等の意識の高揚に向けて、生涯にわたる学習及び啓発の充実を図ります。

① 男女共同参画・男女平等の意識を高める学習・啓発を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・「あま市男女共同参画推進条例」の周知を図ります。 ・男女共同参画が生活の中に定着するために「男女共同参画週間・月間」などの取組を広報紙、パンフレット、市公式ウェブサイトなどの各種媒体により啓発します。 ・家庭、地域、学校などの中で、固定的な性別役割分担意識を見直し、平等意識の醸成を図るための啓発活動を実施します。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画・男女平等を推進する講座やセミナーなど、様々な学習機会の提供に努め、市民への啓発を促進します。 	生涯学習課

(2) 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくり

仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）への啓発とともに、女性の職業能力開発・就労継続への支援など、女性の人権が尊重され、男女が共に働きやすい環境づくりを推進します。

① 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりを推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの必要性についての情報提供を行います。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭生活の両立に関する相談体制の整備とともに、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実や、一時預かり、延長保育を充実します。 ・ひとり親家庭への就業支援を充実します。 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭生活の両立のための支援体制の整備、関係法制度などの周知・啓発、情報提供などについて、国、県、関係団体と連携を図りながら推進します。 ・事業主を対象に、社会保険労務士を派遣し、雇用する労働者の休業・雇用問題・年金相談、労使間のトラブル、労働条件の整備等の相談に応じます。 	産業振興課

（3）女性に対する暴力の根絶と被害者支援

女性に対するあらゆる暴力的行為の根絶に関する啓発活動を促進するとともに、被害者の支援や保護の充実を図ります。

① 女性に対する暴力の根絶に向けて周知啓発します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> • DV やセクシュアル・ハラスメントなど、男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつくっていくため、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進します。 • あま市 DV 防止計画を推進します。 	人権推進課
② 女性に対する暴力の被害者支援を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> • 女性相談員を中心に、被害者の相談・一時保護・自立支援を行うとともに、相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実を図ります。 • 被害者の状況に応じて迅速に対応できるよう、関係機関と連携を図り、支援体制の充実に努めます。 • 労使間のトラブル、待遇問題、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの労働問題全般について、県と連携して相談に応じます。 	子育て支援課 産業振興課

（4）女性のエンパワーメント※

女性の活躍によるまちづくりを更に推進していくために、女性が自らの意見を表明して行動を起こしていく能力を身につけ、高めていくとともに、様々な政策・方針の決定に参画できる体制を整備します。

① 意思決定機関への女性の参画を促進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> • 女性委員の積極的登用を関係各課へ働きかけ、登用状況を定期的に調査及び公表し、女性登用を推進します。 • 積極的に社会へ参画している女性を発掘し、男女共同参画の推進を担う人材育成を図ります。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> • 市役所における女性職員の管理職登用（ポジティブ・アクション：積極的改善措置）を促進します。 	人事秘書課
<ul style="list-style-type: none"> • 女性の社会参画を促進するための社会教育を充実し、地域社会の発展を図ります。 	生涯学習課
② 女性活躍推進法に基づく事業に関する情報提供を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> • 女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍を推進するための取組の情報提供を充実します。 	人権推進課

※エンパワーメント・・・女性一人ひとりが自分自身を尊重し、自己決定力や仕事の能力、経済力をつけ意思決定の場に参画するなど、あらゆる場面で社会を変革する力をつけていくことをいいます。

(5) 生涯を通じた健康支援

各ライフステージに応じた健康づくりへの支援や相談、各種検診等の充実を図り、生涯を通じて心身ともに健康に過ごせるよう、必要な支援を推進します。

① 心とからだの健康づくりを支援します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none">男女が互いの性差を理解し、健康に過ごすことができるよう、それぞれ特有の病気や健康状態に関する情報提供を行います。健康な食生活や食育、がん予防に関する生活習慣改善のための知識の普及・啓発を行うとともに、健康教室・健康相談事業等を充実します。	健康推進課

② 性差を踏まえた健康づくりを支援します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none">女性は妊娠や出産に伴う健康上の問題等、男性と異なる健康上の問題に直面することに留意し、その不安を少しでも取り除くための相談、指導体制を充実します。女性に特有のがんの早期発見・治療につなげるため、適切な知識やがん検診の必要性について情報提供、普及啓発を図ります。	健康推進課
<ul style="list-style-type: none">要保護女子等に、生活相談など自立に向けた相談に応じ、悩みごとの解決を図ると共に、必要に応じ適切な保護を行います。母子等の人権を尊重し、経済的、精神的安定と自立を図ります。	子育て支援課

2 子ども

○ 現状と課題

国は、昭和22（1947）年に「児童福祉法」、昭和26（1951）年に「児童憲章」を定めるなど、子どもの権利を保障する基本的な法制度を整備し、国連の「児童の権利に関する条約」については平成6（1994）年に批准しました。

核家族化の進行や共働き家庭の増加、地域社会の結びつきの希薄化により、子育てが孤立し、身近に相談できる相手を持たずに悩む親が増え、さらには育児ストレスや過保護・過干渉などが虐待につながる場合があります。

こうした中で、家庭における児童虐待、学校におけるいじめや体罰などの人権侵害や、不登校、ひきこもり、自殺、子どもの貧困等、子どもをめぐる問題が深刻化しています。また、インターネットやスマートフォンなど電子機器・情報機器の発展と普及により、有害情報の氾濫や商業的性的搾取の問題が深刻化しています。

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、子育て家庭にかかる経済的負担は増大しています。国民生活基礎調査では令和元（2019）年の「子どもの貧困率」は13.5%となっており、約7人に1人が貧困状態とされています。とりわけ、ひとり親世帯では、子どもの貧困率が48.1%と、約2人に1人が経済的な困難を抱えています。こうした厳しい状況に置かれている子どもたちやその家族への支援が必要です。

さらに、近年では、本来であれば大人が担うとされるような家事や家族のケアを子どもが担うという「ヤングケアラー」の問題が顕在化しており、学業の遅れや進学・就学への影響、子どもが自身のやりたいことができなくなるなど、本来守られるべき子ども自身の権利が守られていない状況が問題視されています。

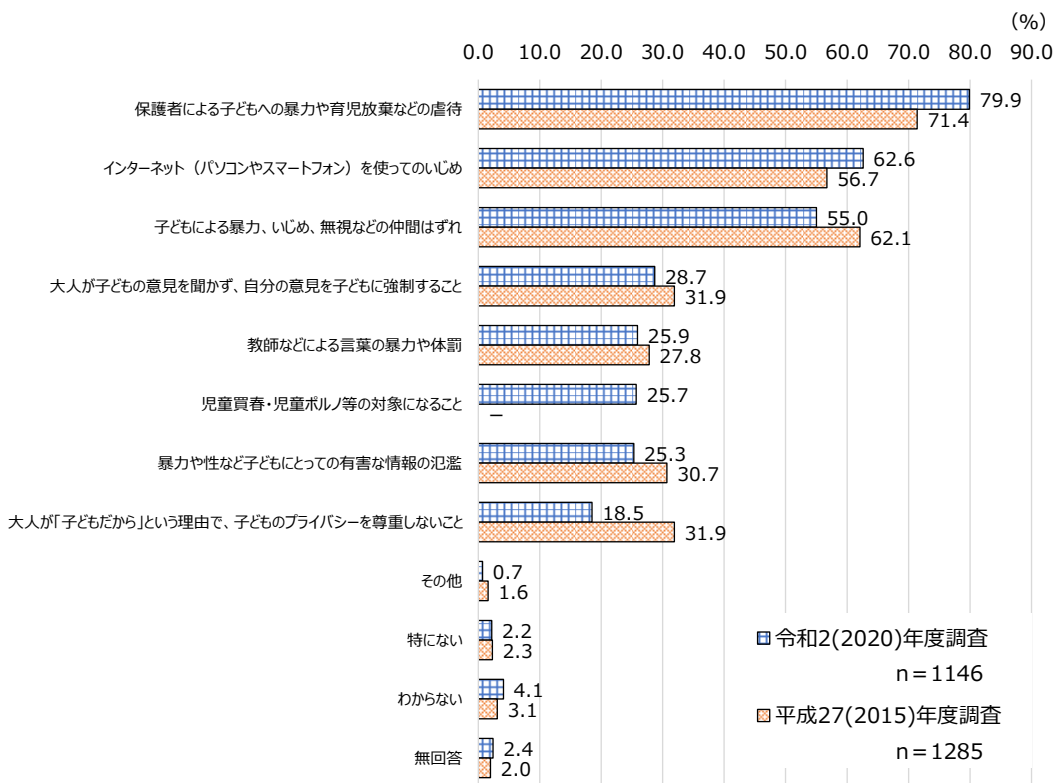
市民意識調査によると、子どもに関する人権上の問題については、「保護者による子どもへの暴力や育児放棄などの虐待」、「インターネット（パソコンやスマートフォン）を使ってのいじめ」、「子どもによる暴力、いじめ、無視などの仲間はずれ」が上位に挙げられ、平成27（2015）年度調査と同様に、児童虐待やいじめが課題となっています。

子どもは大人以上に人権を侵害されやすく、弱い立場にあり、社会的に保護され、守られなければならない存在です。一方で、「子どもは、一人の人間として自ら考え行動しながら、人格を形成していく存在である」（子どもの権利条約）こと、子どもの成長は大人たちの責任であることを認識し、未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、子どもたちの成長過程で生じる様々な問題解決のために相談・支援体制の充実が重要となっています。

本市においては、令和2（2020）年3月に策定した「第2期あま市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの心身の健やかな成長を第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの人権を守るために、家庭、地域、学校等と連携を深め、地域社会全体で子どもを守り育てるために、一体となった取組が必要とされています。

子どもの人権に関する動向		
平成6（1994）年	4月	「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）批准
平成10（1998）年	4月	「児童福祉法」改正法施行
平成11（1999）年	11月	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）施行
平成12（2000）年	11月	「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）施行
平成16（2004）年	6月	「少子化社会対策大綱」閣議決定
平成22（2010）年	1月	「子ども・子育てビジョン」閣議決定
	4月	「子ども・若者育成支援推進法」施行
平成25（2013）年	9月	「いじめ防止対策推進法」施行
平成26（2014）年	1月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子ども貧困対策推進法）施行
	7月	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）施行
平成27（2015）年	3月	「少子化社会対策大綱」策定 「あま市子ども・子育て支援事業計画」策定
平成28（2016）年	4月	「あま市いじめ問題対策連絡協議会等条例」施行
平成29（2017）年	4月	「児童福祉法等の一部を改正する法律」施行
平成30（2018）年	2月	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）改正法施行
令和元（2019）年	9月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正法施行
令和2（2020）年	3月	「第2期あま市子ども・子育て支援事業計画」策定
	4月	「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」施行
	5月	「少子化社会対策大綱」閣議決定

問：子どもに関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



○ 第1次計画（改定版）の評価と課題

第1次計画（改訂版）計画期間中の施策・事業・取組の評価を行いました。
評価基準は以下のとおりです。

評価基準			
A	かなり取り組めた (100%以上実施)	D	あまりできなかった (40%未満実施)
B	取り組めた (70%以上 100%未満実施)	E	事業未実施
C	ある程度取り組めた (40%以上 70%未満実施)		

評価は以下のとおりです。

項目	評価				
	A	B	C	D	E
子ども	3	25	0	0	0

「子ども」に関する施策について、全28施策中、A評価が3施策、B評価が25施策、C評価が0施策、D評価が0施策、E評価が0施策となっています。

多くの施策が高評価であるものの、令和元（2019）年度から世界的に流行している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で子ども向けの講演会等の学習機会が中止となっており、コロナ禍における事業の実施方法を再考する必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で家庭内における児童虐待の増加に加え、顕在しにくくなる状況が危惧されるため、虐待の早期発見・早期対応の仕組みを強化することが重要です。

また、いじめや暴力、不登校といった子どもを取り巻く問題への対応を強化していくため、相談員・指導員・カウンセラーの配置を充実していくことが必要です。

○ 取組の方向性

(1) 子どもの権利に関する意識の向上

子どもは単に保護・指導の対象であるだけでなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるよう、子どもの権利に関する意識を広く市民に啓発していくとともに、子ども自身の人権意識の向上を図ります。

① 子どもの権利に関する意識の啓発を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 子どもが権利の主体として尊重されるよう、子どもの人権について理解を深めるための啓発を行います。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 「児童福祉週間」を周知・啓発し、関連事業を実施します。 ヤングケアラーについて、社会的認知度の向上を図り、早期発見、適切な支援につなげます。 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利を尊重するため、子どもが社会や行政に参画し、その意見をいやす機会の提供に努めます。 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の親に対する情報提供や、学習講座の開催など、子どもの人権に関する学習機会を充実します。 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> 市長が小中学校を訪問し、児童生徒の質問や疑問に答えるとともに、市の現在や未来について意見を交換し、市政運営にいかします。 	企画政策課

(2) 次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり

次代を担う子どもの成長過程に応じた適切な子育てを保護者が行うことができるように支援し、子どもの豊かな人間性を育み、健やかに育つ環境づくりを、家庭や地域、学校、子育て支援機関など地域全体が一体となって総合的に推進します。

① 子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 子育ての悩みや不安の軽減を図るため、子育て支援センターを中心に、子育てに関する相談や情報提供、交流の場の提供など、子育て家庭に対する相談及び支援体制の充実に努めます。 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> 子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくため、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けることができるよう、教育環境の整備を推進します。 福祉体験学習の実施を通じ、様々な障がいに対する子どもの理解を促進します。 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> 子どもの情操や社会性を醸成し、自然体験を通じ、地域の水文化や歴史について学習する機会を提供します。 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> 保護者の心配・不安に対する助言、子どもの成長確認を通して、保護者が安心して子育てできるよう支援します。 育児支援や保健指導が必要と思われる妊婦や乳幼児とその親を対象に、家庭訪問による相談・助言指導を実施します。 	健康推進課

（3）人権教育（保育）の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を養う重要な時期であるため、子どもの発達段階における人権教育（保育）を推進するとともに、子育て家庭に対する相談・助言を行います。また、子どもの幸せを第一に考えた子育て支援を充実します。

① 人権教育（保育）を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針に基づいて、家庭との連携のもと、人間形成の基礎づくりの時期にある乳幼児の健全育成に努めるとともに、日常の保育の中で発達段階に応じて、「人権を大切に育てる保育」の推進に努めます。 ・保育者が人権の大切さを深く理解し、人権に対する正しい認識を身につけるために、保育者の研修の充実を図り、人権に対する基本的な考え方を保育にいかすように努めます。 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・保育園において、人権擁護委員による園児とのふれあい会を実施します。 	人権推進課

② 子どもの人権を尊重する子育て支援を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援事業に関する情報の提供及び相談・助言を行います。 ・子育て支援サービスの利用者の生活実態や意向を踏まえたサービスの提供体制を整備します。 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブにおいて、人権擁護委員による人権教室を開催し、人権に対する理解を深めます。 	人権推進課

（4）児童虐待の根絶と被害児童支援

児童虐待やいじめ、暴力などの防止に努め、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、これらの問題の予防、早期発見、早期解決に向けた体制づくりを強化します。

① 児童虐待の防止への取組を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止法など、児童虐待予防に関する各種知識の普及・啓発を行います。 ・あま市虐待等防止ネットワーク協議会や実務者会議において各担当の事例（児童・高齢者・障がい者・DV等）を研究し、活用できる体制を整備します。 ・あま市要保護児童対策地域協議会を開催し、被虐待児童の早期発見・対応を可能とする体制を整備します。 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の早期発見と未然防止に努めます。 	健康推進課

② いじめや暴力、不登校などの問題解決に向けて教育相談体制を充実します。

【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none">• スクールカウンセラーの配置、教育相談センターをはじめとする取組により、いじめや暴力、不登校などの問題について家庭・地域と共に考え、話しあう機会を提供します。• 引きこもりや不登校への対応については、学校、児童相談所等が連携して地域社会全体で対処することが必要であるため、関係機関との連携に努めます。• 「あま市いじめ問題対策連絡協議会等条例」に基づき、いじめ防止等に向けた取組を推進します。	学校教育課

第4章

重要課題と取組の方向性（分野別施策）

2 子ども

3 高齢者

○ 現状と課題

我が国では、平均寿命が延伸する一方、出生率の低下による少子化などの影響により、世界的に例をみないスピードで高齢化が進んでおり、「令和3年版高齢社会白書」によると、令和2（2020）年10月1日現在、我が国の総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合は28.8%と、4人に1人以上が高齢者となる超高齢社会を迎えています。

国は平成7（1995）年の「高齢社会対策基本法」に基づく「高齢社会対策大綱」の閣議決定を始め、平成12（2000）年の「介護保険制度」の開始をはじめ、法制度の整備を通じて、高齢者を社会全体で支える仕組みづくりを進めてきました。

また、平成18（2006）年の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）の施行、同年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）の施行など、高齢者の虐待防止、自立支援、尊厳の確保を図っています。

しかし、介護を必要とする要介護認定者や認知症の高齢者の増加に伴い、介護の長期化や介護者の高齢化による介護力の低下、家庭の経済状況の変化なども相まって高齢者本人または介護者の心身の負担が重くなっている状況も見られ、これらを起因とした身体的虐待、経済的虐待、介護放棄といった高齢者虐待をいかに防止するかが課題となっています。さらに、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分するなどの問題や、最近では、「振り込め詐欺」に代表される高齢者を標的にした詐欺事件や悪徳商法の被害に遭うケースといった、判断能力が十分でない高齢者の財産管理の問題も増加しています。

市民意識調査によると、高齢者に関する人権上の問題については、「詐欺や悪徳商法の被害が多いこと」、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」、「判断能力が低下することにより、安全・安心な暮らしが確保されないこと」が平成27（2015）年度調査と同様に上位に挙げられ、引き続き高齢者が安心して暮らせる社会づくりが課題となっています。

高齢者の人権を守るためには、医療や福祉だけでなく、多方面からの総合的な対応を図るため、ネットワークづくりや、相談窓口の充実が求められます。介護サービスの基盤の整備や介護サービスの向上を推進するとともに、医療・福祉・介護従事者等へ的高齢者の人権に関する研修や、一般市民の意識の高揚に努めることが重要です。

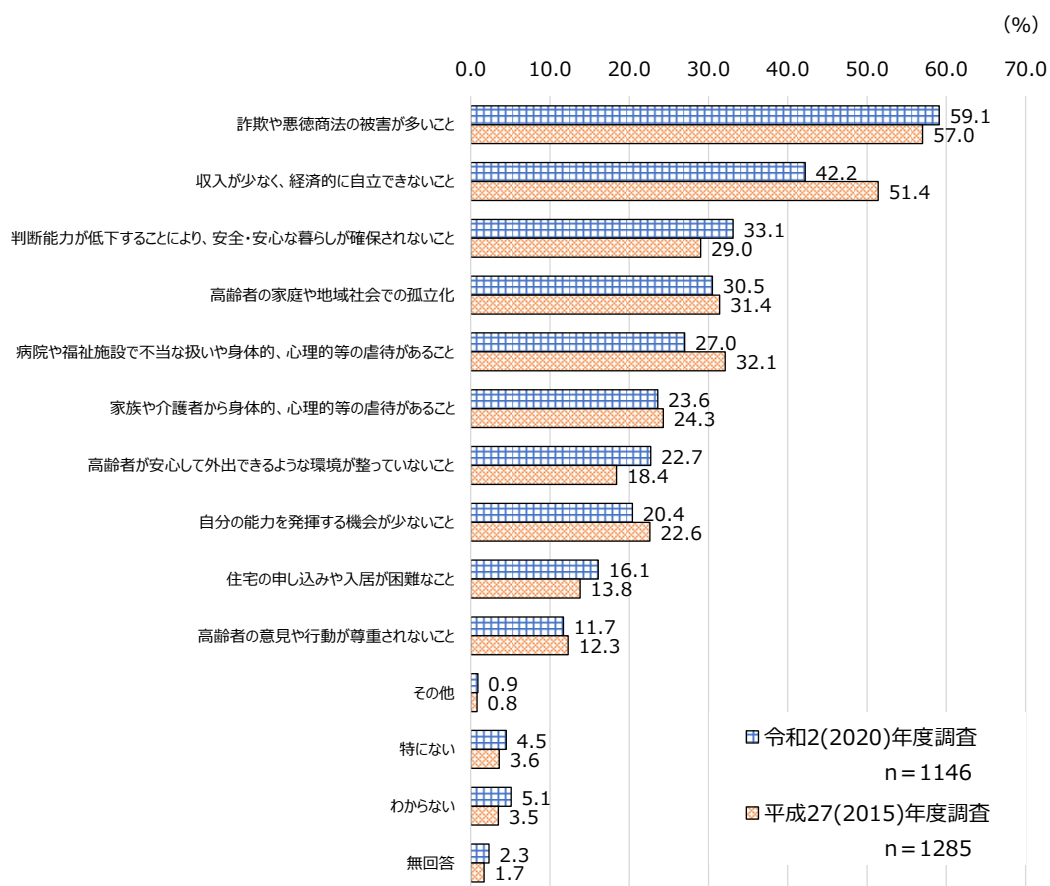
また、高齢者を「弱者」とする画一的な見方や、老いや認知症に対する偏見や差別を解消し、高齢者が健康で生きがいを持ちながら、自分らしく生活することができるよう、取り組んでいくことが大切です。

高齢者の人権に関する動向

平成6（1994）年	9月	「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律」（ハートビル法）施行
平成7（1995）年	12月	「高齢社会対策基本法」施行
平成8（1996）年	7月	「高齢社会対策大綱」閣議決定
平成12（2000）年	4月	「介護保険法」施行 「介護保険制度」開始
	11月	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）施行
平成18（2006）年	4月	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）施行
	12月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）施行
平成24（2012）年	9月	「高齢社会対策大綱」閣議決定
平成25（2013）年	4月	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）改正法施行
平成30（2018）年	2月	「高齢社会対策大綱」閣議決定
令和元（2019）年	6月	「認知症施策推進大綱」策定
令和3（2021）年	4月	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）改正法施行

第4章

問：高齢者に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2(2020)年度）

重要課題と取組の方向性（分野別施策）

3 高齢者

○ 第1次計画（改訂版）の評価と課題

第1次計画（改訂版）計画期間中の施策・事業・取組の評価を行いました。
評価基準は以下のとおりです。

評価基準			
A	かなり取り組めた (100%以上実施)	D	あまりできなかった (40%未満実施)
B	取り組めた (70%以上 100%未満実施)	E	事業未実施
C	ある程度取り組めた (40%以上 70%未満実施)		

評価は以下のとおりです。

項目	評価				
	A	B	C	D	E
高齢者	6	6	3	0	0

「高齢者」に関する施策について、全15施策中、A評価が6施策、B評価が6施策、C評価が3施策、D評価が0施策、E評価が0施策となっています。

令和元（2019）年度から世界的に流行している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、高齢者が集まる機会となる相談会やイベントが中止となったことから、外に出る機会が少なくなったことによる引きこもりの増加、近所との関係がより希薄になったことによる一層の孤独・孤立、気軽に相談できなくなったことにより消費者被害を受けやすくなる等の問題が考えられます。また、高齢者を支援する人材を育成するための講座等も中止となっており、高齢者の人権を守る支援の担い手の減少が危惧されます。

関係各課との連携を通じて事業のあり方、実施方法を見直し、取組の一層の強化をする必要があります。

○ 取組の方向性

(1) 高齢者に対する理解の普及

高齢者の人権についての市民の認識と理解を深めるとともに、高齢者自身も社会の一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重の意識の普及や高揚を図るための啓発を推進します。

① 高齢者や高齢化への理解を深めるための啓発活動を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
・市民が高齢者の人権について理解を深めるために、パンフレットなどによる啓発を充実します。	人権推進課
・認知症高齢者を地域で支えるために、認知症に対する理解を高めるよう、啓発活動を実施するとともに、認知症サポーターの養成、認知症の方の地域見守り協力者の登録や活動を推進します。	高齢福祉課
・子どもや若い世代が高齢者との交流や体験を通じて、高齢者に対する理解を高めます。	学校教育課

(2) 安心して暮らすための支援

高齢者ができる限り自立した生活が続けられ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、利用者本位の福祉・介護サービス等の充実を図ります。

① 利用者本位の福祉・介護サービス等の提供を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を介護・福祉・保健・医療などさまざまな面から支えるため、地域包括支援センターが中心となって、サービス事業者、医療機関、保健センター、社会福祉協議会、ボランティアなどによるネットワークを構築し連携を図ります。 ・高齢者が安心して生活を送ることができるよう、自立生活の維持、促進のためのサービスを提供するとともに、介護を担っている家族に総合的な支援を図ります。 ・あま市高齢者地域見守り協力に関する協定など、高齢者世帯等の見守り活動をはじめ、高齢者のための地域に根ざした支援を進めます。 ・高齢者虐待に対応するマニュアルの活用や、虐待等を防止するネットワークの充実を図ります。 ・介護予防・日常生活支援総合事業により、要支援者等に対する地域の支えあいの体制づくりを推進します。 ・要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括支援ケアシステムをさらに深化・推進します。 	高齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業の場を通じ、高齢者の心身の健康増進を図ります。 	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の福祉やボランティアに関する情報提供や参加の促進など、様々な支援を行います。 ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制を整備します。 	社会福祉課

（3）高齢者の生きがい活動への支援

多くの高齢者が生きがいを見だし、生きがいのある生活を持続することができるよう、住み慣れた地域で、様々な分野で活躍できる場所及び機会を提供します。

① 地域での仲間づくりや生きがいづくり活動を支援します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
・老人クラブ活動の充実を図ります。	高齢福祉課
・高齢者の生きがいや健康づくり活動に貢献するとともに、高齢者が培った知識と経験を活かし、地域発展の一助となるための事業を展開します。	生涯学習課
・高齢者を対象とした生涯学習の場を確保し、活動や交流ができるよう支援します。	人権推進課
・高齢者が気軽に行えるスポーツ事業を推進し、地域でのボランティア指導者の育成・活動に対しての支援を行います。	スポーツ課
・男性高齢者を対象に、生きがい対策や自立支援、ひきこもり防止のための講座を行います。	健康推進課

（4）権利擁護の充実

関係機関によるネットワークを活用した高齢者に対する虐待防止や早期発見、成年後見制度についての情報提供、悪質商法や詐欺の被害を抑止する対策など、高齢者の権利擁護に関する取組を推進します。

① 高齢者に対する権利擁護についての情報提供を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症などにより判断能力の低下した高齢者の権利擁護のために、成年後見制度、日常生活自立支援事業など、社会福祉協議会や権利擁護センターと連携し、高齢者の自立を支援する制度の普及と利用促進に努めます。 ・高齢者虐待に対応するマニュアルの活用や、早期発見のためのネットワークの充実及び周知・啓発に努めます。 	高齢福祉課

② 高齢者やその家族に対する権利擁護を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
・権利擁護センターを運営し、成年後見制度の利用を促進します。	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会地域包括支援センターと連携し、地域包括支援センターにおける介護や高齢者福祉サービスに関する相談体制を充実します。 ・地域包括支援センターにおいて、消費者被害を未然に防ぐための助言や情報提供を行います。 	高齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害を未然に防止するため、必要な情報提供を行います。 ・海部地域消費生活センターの巡回相談を実施し、消費者からの相談に対応します。 	産業振興課

(5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で、安全で快適に生活ができるよう、愛知県「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。

① 高齢者にやさしいまちづくりを推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
・地域の道路・歩道の整備を推進し、高齢者が安全に移動できる環境づくりに努めます。	土木課
・高齢者が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した建物などの整備を促進します。	都市計画課

4 障がいのある人

○ 現状と課題

国においては、平成 23（2011）年 6 月の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）成立、同年 8 月「障害者基本法」の改正、翌平成 24（2012）年 6 月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）成立、さらに平成 25（2013）年 6 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）成立（平成 28（2016）年施行）を経て、平成 26（2014）年 1 月に障害に基づくあらゆる差別を禁止した「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を批准しました。

本市では「第 2 次あま市障がい者計画」、「第 6 期あま市障がい福祉計画」及び「第 2 期あま市障がい児福祉計画」に基づき、「障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支えあう共生社会の実現」の構築を目標に、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重しあい、地域におけるノーマライゼーションの推進を通じて、障がいのある人もない人も共に住み慣れた地域社会で孤立することなく、社会とのつながりの中で自らの役割を高めていくことができる、共生社会の実現を目指しています。

市民意識調査によると、障がいのある人に関する人権上の問題については、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取り扱いを受けること」、「交通機関等がバリアフリーになっていないため、自由な行動が妨げられること」が上位に挙げられており、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりが引き続き課題となっています。

障がい者問題についての理解は、これまでの取組と近年の人権意識の高揚により、一定の広がりを見せてはいますが、同情的な態度を取ることや、障がいのある人を対等な一人の人間として認識できていないなど、不十分な面も見られます。

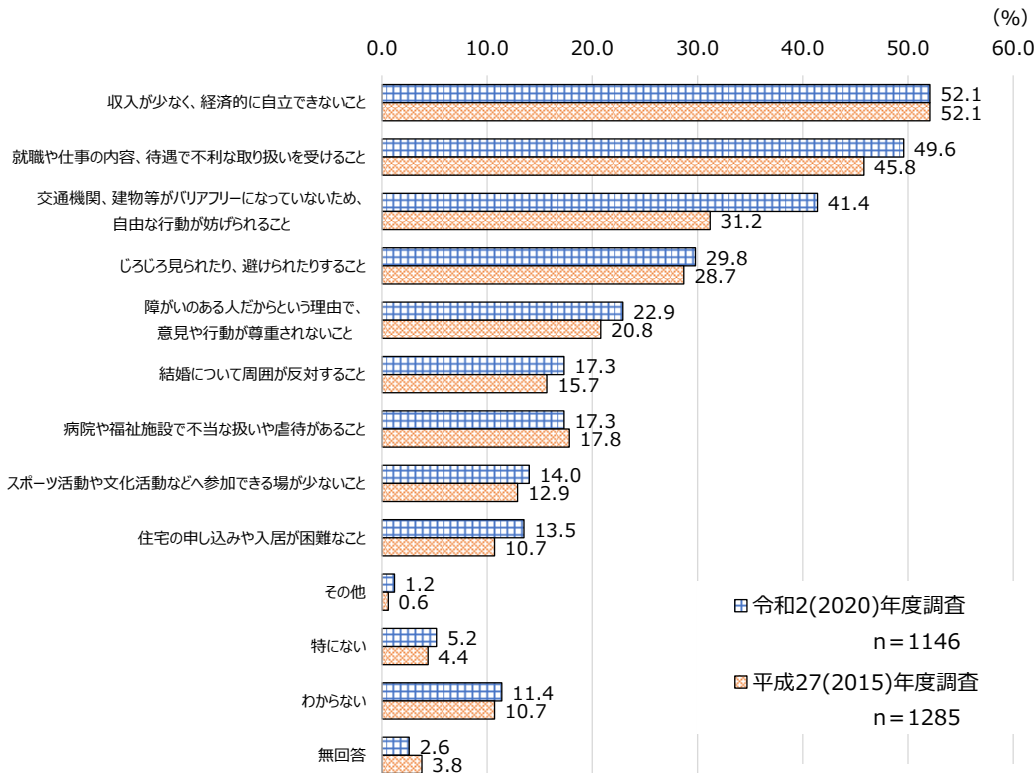
こうした中で、障がいのある人の人権を守るために、各種制度や支援、設備の整備といったハード面でのバリアフリー化とともに、障がいや障がいのある人についての正しい理解と認識を深め、障がいのある人への偏見や差別意識が生じることのないよう「心のバリアフリー」を推進することが求められます。

第4章

重要課題と取組の方向性（分野別施策） 4 障がいのある人

障がいのある人の人権に関する動向		
昭和45(1970)年	5月	「心身障害者対策基本法」施行
昭和50(1975)年	12月	「障害者の権利宣言」国連採択
昭和63(1988)年	4月	「身体障害者雇用促進法」改正法施行（「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改称）
平成5(1993)年	3月	「障害者対策に関する新長期計画」策定
	12月	「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正
平成6(1994)年	9月	「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律」（ハートビル法）施行
平成11(1999)年	4月	「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行
平成12(2000)年	11月	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）施行
平成14(2002)年	10月	「身体障害者補助犬法」施行
	12月	「障害者プラン～重要施策実施5か年計画」策定
平成16(2004)年	6月	「障害者基本法」に「障害を理由とする差別禁止」の規定追加
平成17(2005)年	4月	「発達障害者支援法」施行
平成18(2006)年	4月	「障害者自立支援法」施行
	12月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）施行 「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）国連採択
平成23(2011)年	8月	「障害者基本法」改正法施行
平成24(2012)年	10月	「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）施行
平成25(2013)年	4月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）施行
平成26(2014)年	1月	「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）批准
平成28(2016)年	4月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行
平成30(2018)年	3月	「障害者基本計画（第4次）」策定
	6月	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（障害者文化芸術推進法）施行
令和2(2020)年	4月	「障害者雇用促進法」改正法施行

問：障がいのある人に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



○ 第1次計画（改定版）の評価と課題

第1次計画（改訂版）計画期間中の施策・事業・取組の評価を行いました。
評価基準は以下のとおりです。

評価基準			
A	かなり取り組めた (100%以上実施)	D	あまりできなかった (40%未満実施)
B	取り組めた (70%以上 100%未満実施)	E	事業未実施
C	ある程度取り組めた (40%以上 70%未満実施)		

評価は以下のとおりです。

項目	評価				
	A	B	C	D	E
障がいのある人	3	9	4	3	0

「障がいのある人」に関する施策について、全 19 施策中、A 評価が3施策、B 評価が9施策、C 評価が4施策、D 評価が3施策、E 評価が0施策となっています。

障がいに関する知識や、障がい者支援のための施策・制度の周知はまだ十分とは言えない状況です。特に、学校教育における福祉実践教室が中止となるなど、障がいについて学ぶ機会の減少が危惧されます。今まで通りのやり方だけではなく、様々な新しい方法を模索しながら、障がいや障がい者を理解するための行事や学習を行っていく必要があります。

また、障がいのある人が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるようなまちづくりを推進していくとともに、各種イベントや事業について障がいのある人が参加しやすい仕組みを作っていくことも重要です。

○ 取組の方向性

(1) 障がいのある人に対する理解の普及

障がいのある人の自立と社会参加を推進し、ノーマライゼーションの理念を実現するために、障がいのある人に対する理解の普及・啓発を推進します。

① 障がいのある人の人権について理解を深めるための普及・啓発を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の人権について理解を深めるため、広報紙、パンフレットなどを通じて、市民への啓発を充実します。 障がいのある人の人権に関する学習機会を充実します。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して生活することができるよう、ノーマライゼーションの考え方の普及を図ります。 障がいのある人の状況に配慮した支援を行うための教育・啓発を実施します。 広報紙や市公式ウェブサイト等を通じて、障害者差別解消法の周知を図ります。 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の人権に関する学習機会を充実します。 障がいのある児童・生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画を作成します。 	学校教育課

② 障がいのある人との交流や体験を通じて、障がいのある人に対する理解を深めます。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象に、社会福祉に対する実践学習の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高めます。 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 学校教育において、福祉実践教室の実施や福祉施設との交流機会の充実を図ります。 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> 各児童クラブ等における、障がいのある児童の受け入れ体制を確保・充実します。 	子育て支援課

(2) 障がいのある人の地域における自立・社会参加の支援

障がいのある人の地域における自立・社会参加において、雇用・就労、文化、スポーツ・レクリエーション活動は重要であり、障がいのある人の特性に応じた体制整備及び支援を行います。

① 障がいのある人が働きやすい環境づくりと就労機会の確保に努めます。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用の理解促進のため、企業等への障がいのある人の雇用に伴う各種制度の周知を図ります。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が適切な職業に従事することができるよう、職業訓練・就業あっせんのため、障がい者施設やハローワークとの連携を図ります。 障がいのある人の雇用の促進を図るとともに、継続して就労できるよう、関係機関と連携して支援します。 障がいのある人が、生きがいや社会意識を持って働くことができるよう、障がいの特性に応じた働き方を支援します。 	社会福祉課

② 障がいのある人の社会参加の機会の提供を支援します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の社会参加を支援するため、社会福祉協議会と連携し、手話通訳者による窓口対応や派遣等、声の広報などの作成・配布、録音図書・点字図書などの福祉資料の充実を図ります。 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> スポーツ・レクリエーション活動等において、障がいのある人の特性と興味に応じて参加できる機会を提供します。 	スポーツ課

（3）生涯を通じて自立した生活を送るための支援の充実

住み慣れた地域での自立した生活を支援し、一人ひとりの自己実現に資するよう、個別ニーズに応じた多様な活動の場の充実を図ります。

① 未就学児、就学児、学校等卒業後の活動の場の確保に努めます。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 学校における教育の充実を図るとともに、障がいのある子どもに対する理解と認識を促進するため、福祉への関心を高める教育を推進します。 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターで、発達に不安を感じる児童の保護者からの相談に対応する窓口を運営します。 未就学児を対象とした児童デイサービス（児童発達支援事業）を活用して、療育支援や発達支援を実施します。 就学児を対象とした児童デイサービス（放課後等デイサービス）や日中一時支援事業を活用し、学校教育との連携を図りながら、障がいのある児童生徒への地域における活動への支援が受けられる場の確保に努めます。 地域活動支援センターを活用し、障がいのある人が生きがいを見つけられるよう、機能訓練や創作活動の提供などの支援が受けられる場の確保に努めます。 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 心身の発達の遅れ又はそのおそれのある幼児及びその保護者を対象に、社会生活への適応能力の向上及び基本的な生活習慣の確立を図るために必要な集団療育及び療育方法の支援・助言・相談等業務を実施します。 発達障がいのある子どもへの各機関との連携による療育支援体制を充実します 保育施設における障がい児の受け入れ体制を確保・充実します。 	子育て支援課

（４）権利擁護の充実

障がいのある人が、人としての尊厳を持って生きることができるよう、権利擁護について、関係機関と連携し、啓発活動を推進するとともに、相談・支援事業を充実します。また、障がいによる差別や虐待を防止する取組を充実します。

① 障がいのある人に対する権利擁護についての情報提供を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がいのある人に対する権利擁護相談、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の周知と利用促進を図ります。また、関係機関と密接な連携協力を図り、実施体制を整備します。 障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のためのネットワークの充実及び周知と啓発に努めます。 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の人権問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組むとともに、障がいのある人が利用しやすい人権相談体制を充実します。 	人権推進課

（５）障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して、安全で快適に生活ができるまちづくりを進めます。

① 障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して、安全に暮らせるまちづくりを進めます。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 地域の道路・歩道の整備を推進し、障がいのある人が安全に移動できる環境づくりに努めます。 	土木課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した建物などの整備を促進します。 	都市計画課

5 部落差別（同和問題）

○ 現状と課題

部落差別（同和問題）は、わが国固有の人権問題であり、その解消を図ることは国民的課題でもあります。

日本社会の歴史的発展の過程において形づくられた身分的差別により、国民の一部の人々は長年にわたり差別を受けており、いまだに解消されず社会問題として存在しています。言うまでもなく、部落差別（同和問題）は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題です。しかしながら、被差別部落出身という理由で生活の様々な場面で差別を受け、人権を侵害されている人々がいます。

昭和40（1965）年、国の同和対策審議会は、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に係る答申の中で、部落差別（同和問題）を「もっとも深刻にして重大な社会問題である」とし、「その早急な解決こそが国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置づけました。

そして、昭和44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後も立法措置や法改正により、同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、啓発などの諸施策が実施されてきました。

こうした取組により、部落差別（同和問題）は解決されたかに見えますが、同和地区の所在地などを掲載した書籍の発行、販売など、同和地区やその住民に対する差別意識がなお根強く残っています。また、近年ではインターネットを利用した差別的な投稿や、インターネットを通じて住所が入手され差別的な情報が掲載された差別ハガキが大量に送付されるなど、悪質、陰湿な行為も見られます。さらに、「同和はこわい」という誤った意識に乗じて、部落差別（同和問題）を口実にして、不当な利益や義務なきことを求める「えせ同和行為」が、部落差別（同和問題）の解消を妨げる大きな問題となっています。

このような背景から、平成28（2016）年には「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が成立し、国及び地方公共団体の責務として、地域の実情に応じた相談体制の充実や教育・啓発の推進に努めることなどが明記されました。

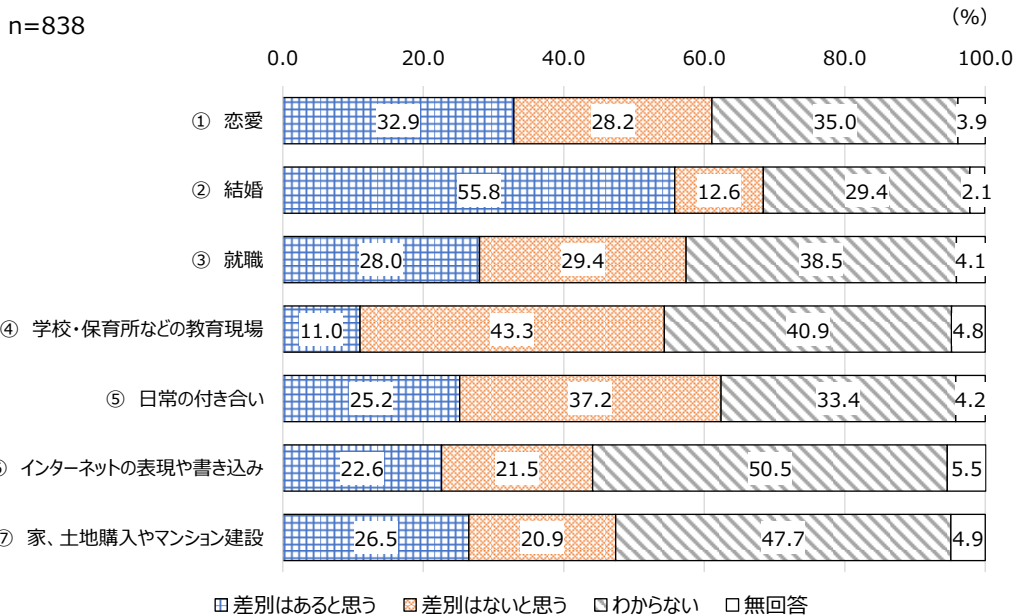
市民意識調査によると、部落差別（同和問題）があると思う分野について、「結婚」が55.8%と多く回答されています。また、部落差別（同和問題）の解決に対する考えについては、「基本的人権にかかわる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う」が27.7%、である一方、「自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしかたがないと思う」が22.1%となっています。

これまで積み上げた成果を踏まえ、今後も引き続き、すべての人の基本的人権の尊重という視点に立って、部落差別（同和問題）に関する正しい理解を深めるための教育及び啓発に取り組み、差別のない社会を実現することが求められます。

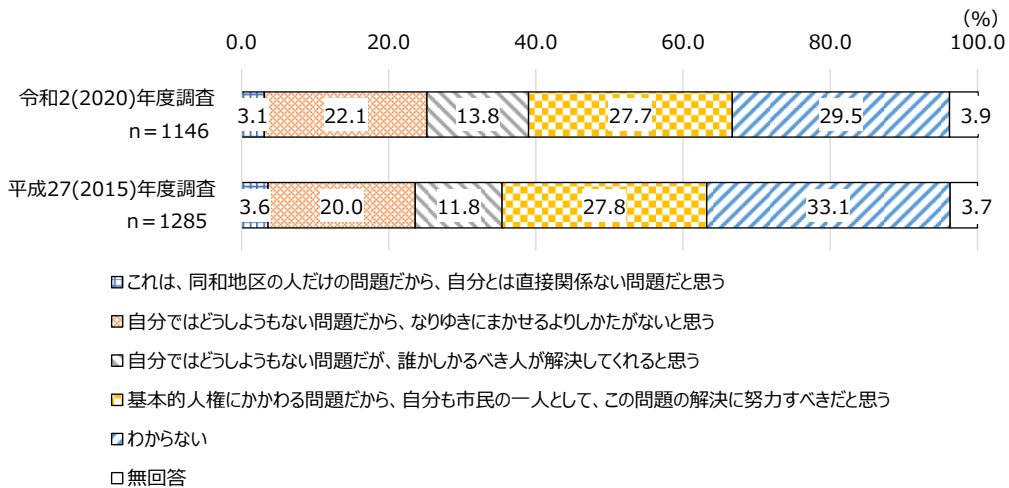
部落差別（同和問題）に関する動向

昭和40（1965）年 8月	同和対策審議会答申（同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方針）
昭和44（1969）年 7月	「同和対策事業特別措置法」（同対法）施行
昭和57（1982）年 4月	「地域改善対策特別措置法」施行
昭和62（1987）年 4月	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）施行
平成6（1994）年 7月	文部省「学校における同和教育指導資料」発行
平成9（1997）年 3月	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）改正法施行
平成12（2000）年 12月	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
平成28（2016）年 12月	「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）施行

問：次の7つの分野について、今日でも部落差別（同和問題）があると思いますか。



問：部落差別（同和問題）の解決に対するあなたの考えに最も近いのはどれですか。



○ 第1次計画（改定版）の評価と課題

第1次計画（改訂版）計画期間中の施策・事業・取組の評価を行いました。
評価基準は以下のとおりです。

評価基準			
A	かなり取り組めた (100%以上実施)	D	あまりできなかった (40%未満実施)
B	取り組めた (70%以上 100%未満実施)	E	事業未実施
C	ある程度取り組めた (40%以上 70%未満実施)		

評価は以下のとおりです。

項目	評価				
	A	B	C	D	E
同和問題	0	2	3	1	0

「同和問題」に関する施策について、全6施策中、A評価が0施策、B評価が2施策、C評価が3施策、D評価が1施策、E評価が0施策となっています。

部落差別（同和問題）の理解を深めるためには、各種研修や講演会の開催が重要ですが、令和元（2019）年度から世界的に流行している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により書面開催となるなど、十分に実施できていない状況にあります。コロナ禍における啓発活動の在り方を早急に確立することが必要です。

また、法制度に関する市民の認知度がいまだに十分ではないことから、周知や理解促進の取組を一層強化していくことが重要です。

○ 取組の方向性

(1) 部落差別（同和問題）の解消に向けた教育及び啓発の推進

部落差別（同和問題）の歴史的背景などに関する教育・啓発に努めるとともに、市民参加のあらゆる機会を通して部落差別（同和問題）の解消に向けた教育及び啓発活動を推進します。

① 差別意識の解消に向けて啓発活動を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 部落差別（同和問題）の市民の正しい理解を深め、差別意識を解消するよう、啓発資料の作成及び情報提供の充実を図ります。 県や関係機関、団体等が開催する各種研修会や集会、講座へ職員を派遣します。 国や県、他市町村と連携して人権尊重や部落差別（同和問題）についての情報収集と正しい知識の周知を図ります。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 職員向けの人権研修を実施し、部落差別（同和問題）の理解と認識を深めます。 	人事秘書課
<ul style="list-style-type: none"> 部落差別（同和問題）についての学習機会の提供を充実します。 	学校教育課

② あらゆる場を通じ、部落差別（同和問題）の正しい理解を図るための教育及び啓発活動を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 行政、学校、地域などが連携し、部落差別（同和問題）に関する研究指導資料や市民向けの啓発資料を作成して、効果的な教育・啓発活動の一層の充実に努めます。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 学校教育や社会教育における人権教育を進めるために、教職員等を対象とした部落差別（同和問題）に関する研修の充実を図ります。 	学校教育課

(2) 人権ふれあいセンターの有効活用

人権意識を高めるための学習や交流活動の場として、人権ふれあいセンターの活用を図ります。

① 人権ふれあいセンターにおける学習・交流などの取組を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 人権に関する学習や交流活動を充実させ、地域住民の福祉や文化の向上を図ります。 人権に関する調査・研究を進めるとともに、人権意識の高揚と啓発を図るため、各種講座の開催と情報発信を充実します。 地域住民の生活全体を踏まえた生活相談や各種窓口業務など、地域福祉推進の拠点として、人権ふれあいセンターの利用促進を図ります。 	人権推進課

(3) 「えせ同和行為」の排除

部落差別（同和問題）を解決する上で大きな阻害要因となっている、えせ同和行為の排除のため、関係機関との情報交換や連携に取り組めます。

① えせ同和行為排除を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none">• 部落差別（同和問題）に対する誤った意識を持つことや誤った対応をなくすために、えせ同和行為についての周知を図ります。• えせ同和行為に遭遇した場合に適切な対応をとることができるよう、研修や啓発を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、相談窓口や支援体制の周知に努めます。	人権推進課

6 外国人

○ 現状と課題

経済をはじめとする様々な分野でのグローバル化の流れは地方にも及び、地域で暮らす外国人は年々増加しています。本市においても、外国人人口は年々増加を続けており、製造業を始め、飲食店やコンビニエンスストアの店員など、多くの身近な場所で外国人が働き、生活しています。

しかし、日本で生活する在留外国人の中には、日本語が十分に理解できなかったり、異なる文化や習慣について相互理解が不十分なために、就労・就学や婚姻に関して不当な扱いを受けたり、民間住宅への入居の際に差別を受けるなど、日常生活での様々な人権侵害が生じています。また、言語の違いなどにより、外国人が地域で生活していく上で、行政サービスなどの情報が十分に得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの生活上の問題や、外国人の子どもが十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題も指摘されています。

近年では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチが行われるなどの問題が起こっており、平成 28（2016）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動の解消のための基本理念や基本施策を定め、推進することが決定されました。

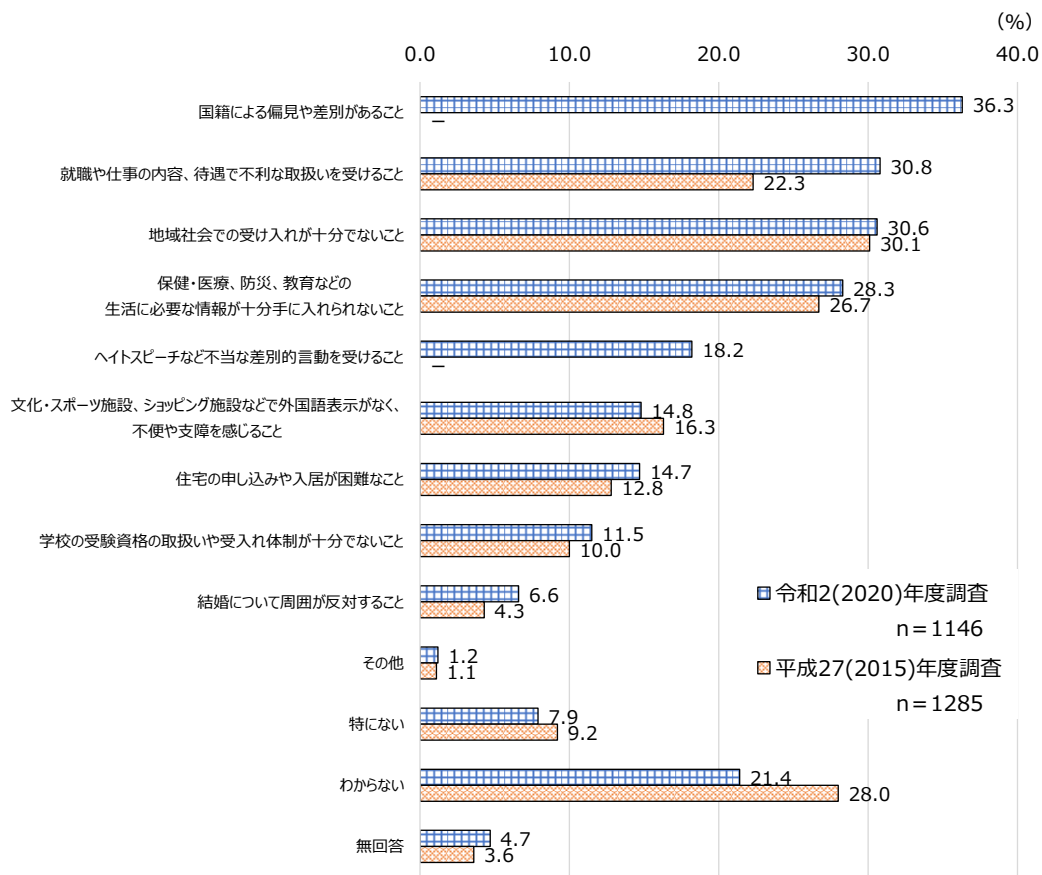
市民意識調査によると、日本に居住している外国人に関する人権上の問題については、「国籍による偏見や差別があること」が最も高く、様々な国から日本に来た外国人への理解不足が課題となっています。また、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」、「地域社会での受け入れが十分でないこと」が上位に挙げられ、外国人の生活保障や地域社会における共生も大きな課題となっています。

こうしたことから、在住外国人に対して地域の生活習慣などの普及啓発とともに、異なる国籍や違う文化的背景を持つ人々が多様性を認め合いながら、国籍や文化の違いにかかわらず、同じ地域の一員として、お互いに尊敬し安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組の推進が極めて重要です。

外国人の人権に関する動向

平成 18（2006）年	3月	「地域における多文化共生推進プラン」策定
平成 24（2012）年	7月	「外国人登録法」廃止 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」施行 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行
平成 28（2016）年	6月	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）施行
平成 29（2017）年	11月	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（外国人技能実習法）施行
平成 31（2019）年	4月	「出入国管理及び難民認定法」改正法施行
令和 2（2021）年	9月	「地域における多文化共生推進プラン」改訂

問：日本に居住している外国人に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2(2020)年度）

○ 第1次計画（改訂版）の評価と課題

第1次計画（改訂版）計画期間中の施策・事業・取組の評価を行いました。
評価基準は以下のとおりです。

評価基準			
A	かなり取り組めた (100%以上実施)	D	あまりできなかった (40%未満実施)
B	取り組めた (70%以上 100%未満実施)	E	事業未実施
C	ある程度取り組めた (40%以上 70%未満実施)		

評価は以下のとおりです。

項目	評価				
	A	B	C	D	E
外国人	0	4	1	1	0

「外国人」に関する施策について、全6施策中、A評価が0施策、B評価が4施策、C評価が1施策、D評価が1施策、E評価が0施策となっています。

本市では近年、外国人住民が増加傾向にあり、市全体として多文化共生社会の推進が必要不可欠であると同時に、行政において外国人市民の窓口対応の体制が不十分であることが課題として挙げられます。関係各課においては、ガイドブックや翻訳機等を活用し、外国人住民が滞りなく行政手続きやサービスを受けることができるようにしていくことが必要です。あわせて、県等が実施する各種研修会への参加促進も必要となります。

また、外国人住民の増加に伴い保育・教育の場において外国にルーツをもつ児童生徒も年々増加しており、対応が追いついていないという問題があります。国際交流協会など関係団体との連携を図り、外国にルーツをもつ子どものための取組・支援を充実していく必要があります。

○ 取組の方向性

（1）多文化共生社会の推進

多文化共生社会の実現と外国人に対する偏見や差別の解消に向け、国際理解の浸透に向けた教育の充実を図るとともに、外国人の人権を尊重する意識の普及・啓発の推進や地域の国際交流活動へ多くの市民の参加促進を図ります。

① 多文化共生社会を推進するための機会を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 日本人及び外国人が互いの文化を学び、交流する機会を充実します。 外国人との交流を促進するため、あま市国際交流協会をはじめ、民間団体主催の交流事業や、外国人のための日本語教室等の開催の支援に努めます。 	企画政策課
<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習講座（公民館講座）において、外国人講師を招いて国際理解教育講座を開催し、外国に親しみ、知識を深めます。 	生涯学習課

② 在住外国人児童・生徒への教育環境を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 各教科、総合的な学習などの学校教育活動を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重し、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく意識を育成します。 在住外国人児童・生徒に対して日本語の指導をはじめ、適切な支援を図ります。 	学校教育課

（2）在住外国人が身近な地域において安心して暮らしやすいまちづくり

在住外国人が地域の一員として受け入れられ、安心した生活を送れるよう、外国人に対する情報提供や相談支援を充実するなど、外国人が暮らしやすいまちづくりを進めます。

① 在住外国人への情報提供や相談支援を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 多言語による防災ガイド・避難所マップ、生活ガイドブックを配布します。 市公式ウェブサイトにおける多言語表記を実施します。 	企画政策課
<ul style="list-style-type: none"> 国際感覚を養う研修、講演会について、職員に情報及び参加機会を提供します。 	人事秘書課
<ul style="list-style-type: none"> 市職員や教職員に対する国際感覚を身につけるための研修を充実します。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 国・県が作成したパンフレット、チラシなどで、外国人に対する就労案内、外国人を雇用する事業者に対する適切な雇用管理について周知します。 	産業振興課

7 インターネットによる人権侵害

○ 現状と課題

インターネットの普及により、スマートフォンやタブレット端末等による情報入手やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用による情報の発信・交換等が簡単にできるようになり、私たちの暮らしは格段に便利になり、今や日常生活に不可欠なものになっています。

その一方で、インターネット上での匿名性や情報発信の容易さから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現の掲載、個人の名誉を侵害する事実無根の記事の掲載、大量の個人情報流出、未成年被疑者の実名や顔写真の掲載など、人権にかかわる様々な問題が発生しています。一度ネット上に情報が掲載されてしまうと、被害は急速に拡大し、これを削除することは極めて困難です（デジタルタトゥーと呼ばれています）。

国においては、平成 14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）（平成 25（2013）年及び令和 3（2021）年に一部改正）を施行したほか、平成 15（2003）年の「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）の施行（平成 27（2015）年及び令和 2（2020）年に一部改正）、平成 21（2009）年の「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）の施行、平成 26（2014）年の「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）の施行など、様々な対策を講じています。

市民意識調査によると、インターネットによる人権侵害の問題については、「他人の身元を暴いたり、誹謗中傷したりする表現を掲載すること」、「個人情報などが流出していること」、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が、平成 27（2015）年度調査と同様に上位に挙げられ、発信者の秘匿性を悪用した行為や、個人情報管理が引き続き問題視されています。

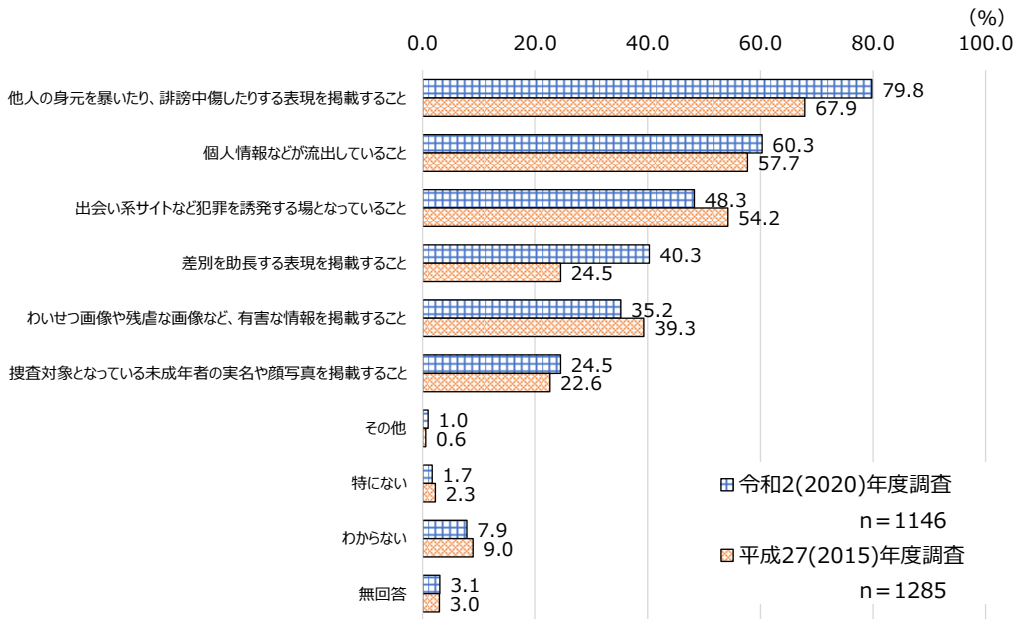
こうしたことから、個人情報保護の体制強化とともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発や、インターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ることが必要となっています。

また、インターネットを利用する人、しない人との情報格差（デジタル・ディバイド）が発生しないよう、積極的な情報提供を推進するとともに、人権問題に対する正しい理解と認識のもとで、インターネット上でのモラルやマナーについて正しい知識や理解を深め、様々な情報に惑わされることなく、真偽を読み解く力（メディア・リテラシー）を高める学習機会の充実が必要です。

さらに、インターネット利用者の低年齢化が進んでおり、学校教育の現場においても、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集と発信における個人の責任、情報モラル、危険性についての教育を充実させる必要があります。

インターネットによる人権侵害に関する動向	
平成 14 (2002) 年 5月	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法) 施行
平成 15 (2003) 年 5月	「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法) 一部施行
9月	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法) 施行
平成 17 (2005) 年 4月	「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法) 全面施行
平成 20 (2008) 年 12月	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法) 改正法施行
平成 21 (2009) 年 4月	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法) 施行
平成 26 (2014) 年 11月	「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ防止法) 施行
平成 27 (2015) 年 10月	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法) 施行
平成 29 (2017) 年 5月	「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法) 改正法施行
令和 3 (2021) 年 9月	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法) 改正法施行
令和 4 (2022) 年 4月	「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法) 改正法施行 (予定)
未定	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法) 改正法施行

問：インターネットによる人権侵害の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2(2020)年度）

○ 第1次計画（改訂版）の評価と課題

第1次計画（改訂版）計画期間中の施策・事業・取組の評価を行いました。
評価基準は以下のとおりです。

評価基準			
A	かなり取り組めた (100%以上実施)	D	あまりできなかった (40%未満実施)
B	取り組めた (70%以上 100%未満実施)	E	事業未実施
C	ある程度取り組めた (40%以上 70%未満実施)		

評価は以下のとおりです。

項目	評価				
	A	B	C	D	E
インターネットによる人権侵害	0	2	1	1	0

「インターネットによる人権侵害」に関する施策について、全4施策中、A 評価が0施策、B 評価が2施策、C 評価が1 施策、D 評価が1 施策、E 評価が0 施策となっています。

各種 SNS の普及を始め、インターネットを通じたコミュニケーションツールは発展を続けています。特に、子どもをはじめとする若い世代については、インターネット利用に伴う危険性を熟知しないままコミュニケーションツールに触れることになるため、できる限り早い段階からインターネット利用に関する教育を行うことが必要です。あわせて、保護者についてもインターネット利用についての知識や危険性についての理解が不十分であることが考えられるため、保護者向けの学習機会を提供することも必要になります。

また、情報提供の充実が各分野で重要視されているものの、情報量や種類が多く、必要な情報が見つけれない場合があるという課題があります。必要な人に必要な情報が行き届くようにするために、情報提供の手段や方法に注意していく必要があります。

○ 取組の方向性

(1) インターネットによる人権侵害の防止対策

インターネットの正しい利用と、個人のプライバシーを守るための教育・啓発活動を推進します。

① インターネットの正しい利用を啓発します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが個人のプライバシーなどを守ることの重要性や、情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい知識と認識を広げるための教育・啓発活動を推進します。 ・インターネットによる人権侵害に対しては、法務局をはじめ関係機関との連携・協力を図り、プロバイダなどに対する申し入れなどの適切な対応に努めます。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒・保護者に対してパソコンやスマートフォンを利用する場合における正しい利用方法や、個人の責任に関する指導を行います。 	学校教育課

(2) 情報格差が生じない社会づくり

インターネットなどが普及する中で、インターネットなどの利用が困難な人に対する情報提供を充実します。

① 誰もが平等に情報を得られるよう、情報提供を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体など、さまざまな媒体を活用した情報提供を図ります。 ・視覚障がいなどに配慮した大きな文字など、わかりやすい情報提供に努めます。 	企画政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人に対し、障がいの特性に応じた情報提供を図るとともに、支援機器の紹介を行います。 	社会福祉課

8 ハンセン病・感染症患者等

○ 現状と課題

医学の進歩や衛生水準の向上により、多くの感染症が克服されてきた一方、ハンセン病や、感染症等の疾病に対する偏見や差別は、誤った理解が社会に広がっていることにより、いまだに根強く存在しています。

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、日常生活では感染せず、仮に発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。しかし、我が国では、明治時代にハンセン病が重篤な感染症であるとして、明治40（1907）年の「癩予防二関スル件」の制定をはじめ感染者の人権を無視した措置を実施していました。戦後もこういった差別的な政策は続けられましたが、平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止され、その後、平成21（2009）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）を施行するなど、ハンセン病患者・元患者に対する人々の偏見と差別を払拭し、地域社会と交流を深めながら自立した社会生活を送ることができるよう、法律に基づく取組が進められています。

感染症については、直近では令和元（2019）年度から世界的に流行している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染への不安や誤った情報により、感染者やその家族、医療従事者などに対して不当な差別、誹謗中傷が問題となっています。

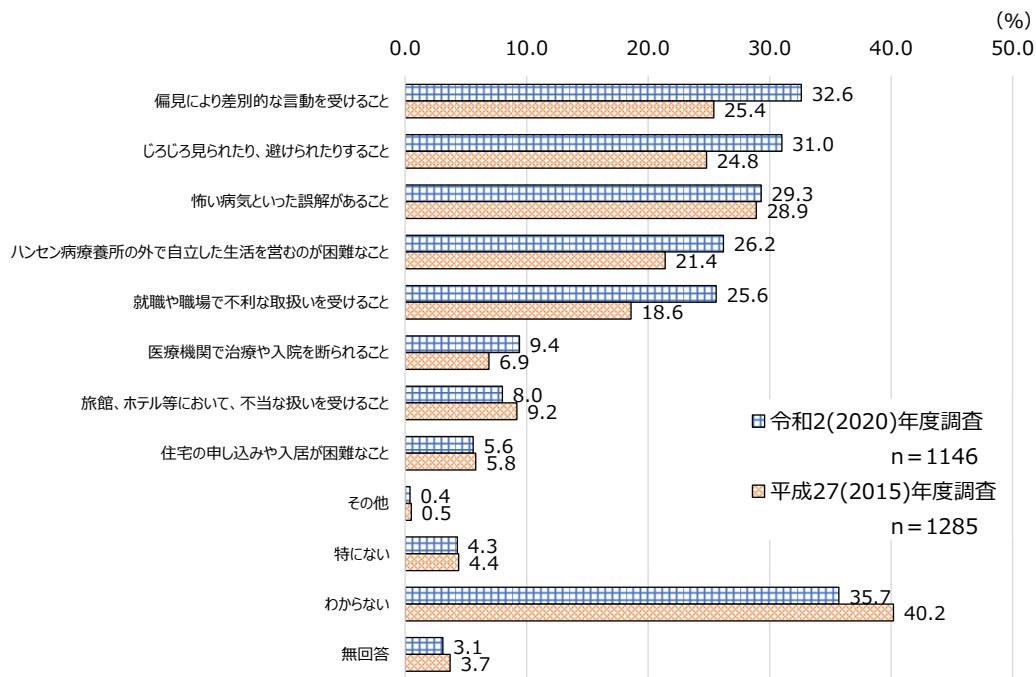
市民意識調査によると、ハンセン病患者（元患者）に関する人権上の問題については、「偏見により差別的な言動を受けること」、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」、「怖い病気といった誤解があること」が上位に挙げられています。エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題については、「偏見により差別的な言動を受けること」、「就職や職場で不利な取扱いを受けること」が、前回以上に多く回答されています。しかしハンセン病患者・元患者、エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題については「わからない」という回答も高く、認識の低さがうかがわれます。

感染症や疾病などについては、病気に対する知識の不足による偏見や差別が少なくないことから、患者や元患者、家族等の人権に十分に配慮しながら、偏見や差別をなくすために、正しい知識の普及や啓発活動を更に進めていく必要があります。

ハンセン病・感染症患者等の人権に関する動向

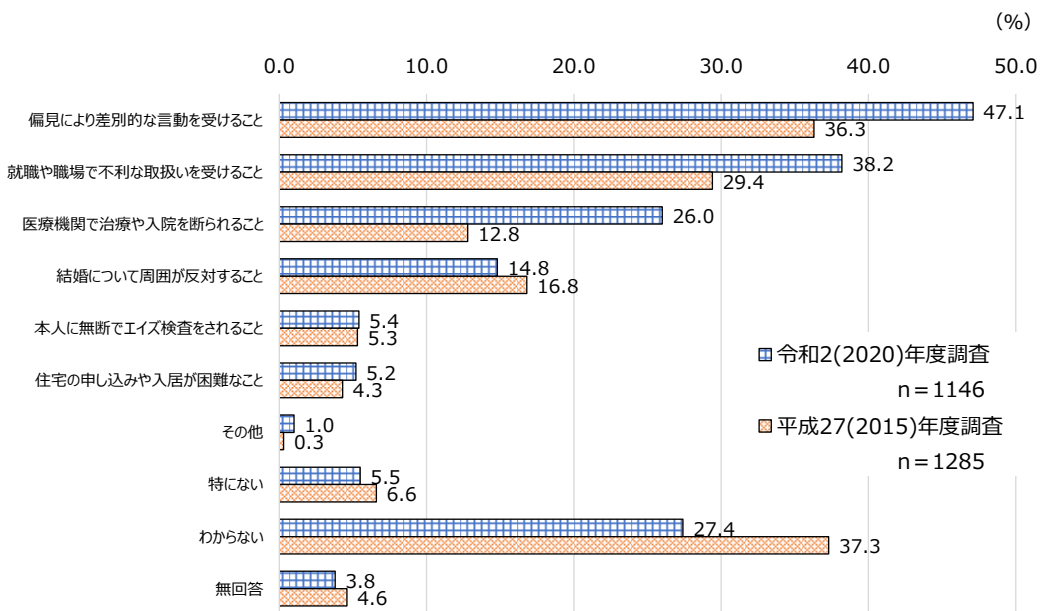
平成8（1996）年	4月	「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「らい予防法」廃止
平成11（1999）年	4月	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症予防法）施行
	10月	「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（エイズ予防指針）策定
平成13（2001）年	6月	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」（ハンセン病補償法）施行
平成21（2009）年	4月	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）施行
平成25（2013）年	4月	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」施行
平成30（2018）年	1月	「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（エイズ予防指針）改正
令和元（2019）年	11月	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）改正法施行 「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行
令和3（2021）年	2月	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正法施行

問：ハンセン病回復者に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2(2020)年度）

問：エイズ患者・HIV感染者等（新型コロナウイルス感染者を含む。）に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2(2020)年度）

○ 第1次計画（改定版）の評価と課題

第1次計画（改訂版）計画期間中の施策・事業・取組の評価を行いました。
評価基準は以下のとおりです。

評価基準			
A	かなり取り組めた (100%以上実施)	D	あまりできなかった (40%未満実施)
B	取り組めた (70%以上 100%未満実施)	E	事業未実施
C	ある程度取り組めた (40%以上 70%未満実施)		

評価は以下のとおりです。

項目	評価				
	A	B	C	D	E
HIV 感染者・ハンセン病患者等	0	4	0	0	0

「HIV 感染者・ハンセン病患者等」に関する施策について、全4施策中、A 評価が0施策、B 評価が4施策、C 評価が0施策、D 評価が0施策、E 評価が0施策となっています。

インターネット等を通じた誤った情報によって、ハンセン病患者・元患者、エイズ患者・HIV 感染者等への偏見や差別が助長されてしまっているという課題があるため、正しい知識の普及・啓発を通じた理解促進を一層強化していくことが必要です。

また、令和元（2019）年度から世界的に流行している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する偏見や差別、誤った認識が新たな課題として考えられることから、医療関係者等との連携を図り、正しい情報を多面的に発信していくことが重要です。

○ 取組の方向性

(1) 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり

ハンセン病や HIV 感染症、新型コロナウイルス感染症などについての正しい知識の普及を図り、ハンセン病・感染症患者などに対する偏見や差別意識の解消に向けた取組を行います。

① 感染症に対する正しい知識の普及に努めます。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ハンセン病・感染症患者などに対する偏見や差別を解消するため、正しい知識の普及を図る啓発活動に努めます。 市民人権講座（ハンセン病問題に関する学習会）や啓発ビデオの貸し出し、学習機会の充実を図ります。 「ハンセン病を正しく理解する週間」、「世界エイズデー」の周知・啓発を図るとともに、レッドリボン（エイズに対して偏見を持たず、エイズとともに生きる人を差別しないという証）により偏見や差別意識の解消に努めます。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染者、ハンセン病患者（元患者）などに対する偏見や差別を解消するため、正しい知識の普及を図るための啓発活動に努めます。 	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> 講師を招き、学校教育の中でハンセン病に関する講座を実施し、正しい知識の普及を図ります。 	学校教育課

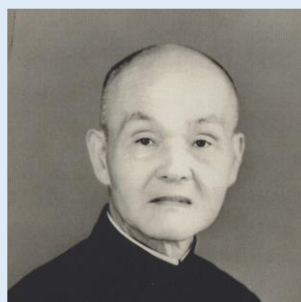
(2) 感染症発症の予防と健康づくりの支援

保健・医療の連携を図り、感染症に対する予防教育を実施するとともに、健康づくりを支援します。

① 感染症発症の予防と健康づくりを支援します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 感染症の予防に向けて、感染症に関する知識の普及啓発、自己管理の徹底とそのための予防教育の充実を図ります。 保健所、医療機関との連携によって、予防対策、健康づくりの支援や各種健康診断・健康診査、早期発見及び治療に向けた取り組みの充実を図ります。 感染症患者やその家族の不安や悩みなどに対して、各種相談・支援体制の連携強化を図ります。 	健康推進課

【ハンセン病と故小笠原博士】

あま市人権ふれあいセンターでは、ハンセン病治療にご尽力されたあま市（旧甚目寺町）出身の医学博士・故小笠原登博士の功績を称え、その当時の遺品・遺稿の展示及びハンセン病問題に関するパネル等を展示しています。



9 性的マイノリティ

○ 現状と課題

人間の性のあり方（セクシュアリティ）は、4つの要素から構成されています。これらの組み合わせはとても多様で、どちらか一方にはっきりと分けられるものではないことから、「性はグラデーション」と表現されることもあります。こうした性的指向や性自認といった性のあり方を「SOGI※」と呼ぶこともあります。また、社会の中で「これが普通」、「こうあるべき」と言われている性のあり方とは異なる性のあり方をしている人である性的マイノリティを代表する例として「LGBT※」があげられます。

セクシュアリティは、他者に侵すことのできない人間の尊厳にかかわる問題です。セクシュアリティの在り方は多様で、誰もが自分のセクシュアリティを尊重され、自分らしく生きる権利を有しています。

我が国では、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が平成 16（2004）年7月に施行され、一定の条件を満たす人について戸籍の性別変更が可能となりました。また、教育の場では、文部科学省が全国の国公私立の小中高校などに対し、性的マイノリティの子どもへの配慮を求める通知を出すなど、性的マイノリティへの社会的な関心が高まっています。

しかし、性的マイノリティに対する知識や理解はまだ低く、理解を得られず孤立してしまうことや、差別や偏見を恐れて自らの性的指向や性自認を隠して生活しなければならないことなど、精神的苦痛や社会的不利益を受け、苦しむ人々がいまだに多くいます。

市民意識調査によると、性的マイノリティに関する人権問題については、「性的少数者について正しい知識を得る機会がないこと」、「本人の意思に反して「男らしく、女らしく」という考えを押しつけること」、「学校や職場でいじめやいやがらせを受けること」が、平成 27（2015）年度調査と同様上位にあげられ、性的マイノリティに対する周知・啓発を行っていくことが求められています。

多様な性のあり方について正しく理解するとともに、お互いに認め合い、受容する意識を一人ひとりが持つことが必要であり、すべての人の性的指向、性自認という特性について正しい理解や認識を深め、性の多様性が認められ、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を作っていくことが必要です。

【セクシュアリティ4つの要素】

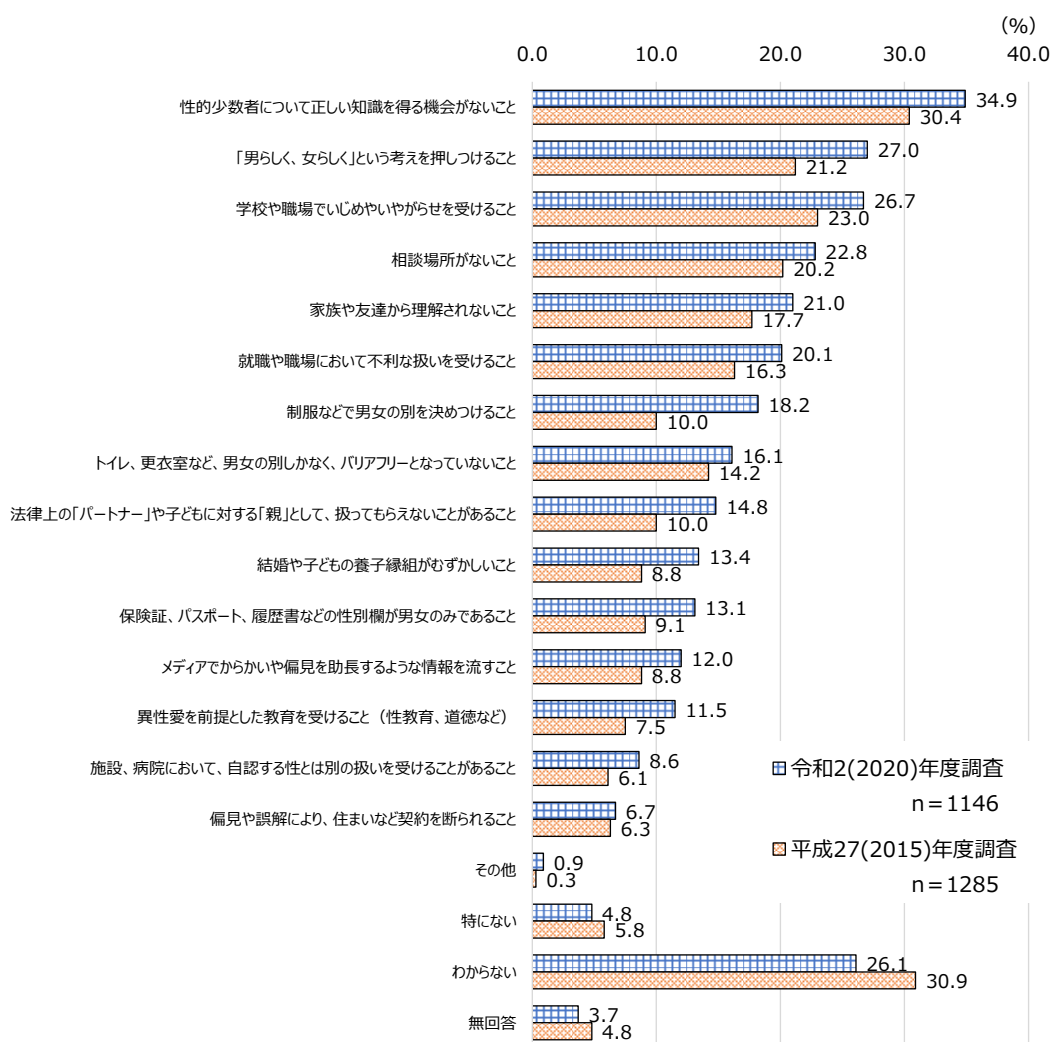
① 身体の性	生物学的な性。戸籍上の性。
② 心の性	自分が認識している性。(性自認)
③ 好きになる性	恋愛感情や性的関心をもつ性。(性的指向)
④ 表現する性	言葉づかいや服装、しぐさ等において自分を表す性。

性的マイノリティの人権に関する動向		
平成 16 (2004) 年	7月	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害特例法) 施行
平成 20 (2008) 年	12月	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害特例法) 改正法 施行
平成 25 (2013) 年	1月	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害特例法) 改正法 施行
平成 27 (2015) 年	4月	文部科学省「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」通知
平成 28 (2016) 年	4月	文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け)」公表
令和元 (2019) 年	5月	世界保健機関(WHO)「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」(国際疾病分類) 改定版(ICD-11) 採択 性同一性障害が「精神障害」の分類から除外、「性の健康に関連する状態」という分類の中の「Gender Incongruence(性別不合)」に変更
令和4 (2022) 年	1月	世界保健機関(WHO)「国際疾病分類」改定版(ICD-11) 発効

※SOGI・・・すべての人が持っている性のあり方として、性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとって「SOGI(ソジ)」という言葉が使われることがあります。

※LGBT・・・「Lesbian: レズビアン(女性の同性愛者)」「Gay: ゲイ(男性の同性愛者)」「Bisexual: バイセクシュアル(両性愛者)」「Transgender: トランスジェンダー(身体の性に違和感を持つ人)」の頭文字をとった略語です。
ここに「Questioning: クエスチョニング(自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人)」を含めて「LGBTQ」と呼ばれることもあるなど、様々な呼び方があります。

問：性的マイノリティの人々に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2(2020)年度）

第4章

重要課題と取組の方向性（分野別施策）

○ 第1次計画（改定版）の評価と課題

第1次計画（改訂版）計画期間中の施策・事業・取組の評価を行いました。
評価基準は以下のとおりです。

評価基準			
A	かなり取り組めた (100%以上実施)	D	あまりできなかった (40%未満実施)
B	取り組めた (70%以上 100%未満実施)	E	事業未実施
C	ある程度取り組めた (40%以上 70%未満実施)		

評価は以下のとおりです。

項目	評価				
	A	B	C	D	E
性的マイノリティ	0	1	0	1	0

「性的マイノリティ」に関する施策について、全2施策中、A評価が0施策、B評価が1施策、C評価が0施策、D評価が1施策、E評価が0施策となっています。

性的マイノリティに対する市の職員や教職員の理解が不十分であるため、教育・研修の徹底が必要です。

○ 取組の方向性

(1) 性的マイノリティ（LGBT等）の理解の推進

性別による固定的な役割分担意識等をなくし、性的マイノリティなど多様な性への理解を深めるための啓発活動に努め、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる人権啓発に努めます。

① 性的マイノリティ（LGBT等）への理解の促進	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 性的マイノリティ（LGBT等）に関する情報提供や学習会を通じて意識啓発を図ります。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省が公表しているリーフレット等を用いて、性的マイノリティ（LGBT等）に対する教職員の理解を図ります。 中学校の制服にブレザースタイルを導入し、生徒が主体的に制服を選択できるようにし、性的マイノリティ（LGBT等）に対する配慮に努めます。 性別によらない名簿を導入し、名簿上の男女の区別をなくすとともに、性的マイノリティ（LGBT等）に対する配慮に努めます。 	学校教育課

10 様々な人権問題

○ 現状と課題

これまでに取り上げた課題以外にも、我が国ではアイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者やその家族、ホームレスなどに対する偏見や差別、また、北朝鮮当局による拉致被害などの人権問題があります。近年では、日常生活や仕事の中で「パワー・ハラスメント（パワハラ）」や「アルコール・ハラスメント（アルハラ）」といった、様々なハラスメントが問題になっています。

また、大規模災害による避難生活の中で、特別な支援や配慮を必要とする人々（要配慮者）への配慮が行き届いていない状況や、女性へのDVや性犯罪被害が問題になるなど、防災施策や災害発生時における人権への配慮が必要とされています。

今後も、国際化や高度情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化に伴い、新しい人権問題が生じてくることも考えられます。私たちの社会は実に多様な人々が共に暮らしています。普段の何気ない言動が、知らないうちに他者を傷つけているかもしれません、また、古からの習慣や科学的根拠もなく偏見に基づいた思い込みや先入観が、無意識のうちに差別意識を植えつけてしまうこともあります。

私たち一人ひとりが社会を構成する一員として、様々な人権問題について理解を深め、正確な知識を学び、自分にとっても身近な問題であると捉える意識を持つことが重要です。また、様々な状況で人権が脅かされる可能性があることから、それぞれの状況に応じた人権教育・啓発に関する取組が必要です。

様々な人権問題に関する動向

平成9（1997）年	7月	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法、アイヌ新法）施行 「北海道旧土人保護法」廃止
平成12（2000）年	11月	「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行
平成13（2001）年	7月	「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」改正法施行
平成14（2002）年	8月	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）施行
平成17（2005）年	4月	「犯罪被害者等基本法」施行
平成18（2006）年	6月	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権侵害対処法）施行
平成20（2008）年	6月	「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」採択
	7月	「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正
	12月	「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法」改正法施行 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」改正法施行
平成28（2016）年	12月	「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）施行
平成29（2017）年	12月	「再犯防止推進計画」閣議決定
令和元（2019）年	5月	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）施行
令和2（2020）年	6月	「労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）改正法施行 ※中小企業に対しては令和4（2022）年4月に施行
令和3（2021）年	9月	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」改正法施行

○ 第1次計画（改定版）の評価と課題

第1次計画（改訂版）計画期間中の施策・事業・取組の評価を行いました。
評価基準は以下のとおりです。

評価基準			
A	かなり取り組めた (100%以上実施)	D	あまりできなかった (40%未満実施)
B	取り組めた (70%以上 100%未満実施)	E	事業未実施
C	ある程度取り組めた (40%以上 70%未満実施)		

評価は以下のとおりです。

項目	評価				
	A	B	C	D	E
様々な人権問題	0	0	1	0	0

「様々な人権問題」に関する施策について、全1施策中、A評価が0施策、B評価が0施策、C評価が1施策、D評価が0施策、E評価が0施策となっています。

新たな人権問題に対する対応、及び周知・啓発を迅速に行うことが必要です。

○ 取組の方向性

(1) 様々な人権問題に対する正しい理解の普及

その他の様々な人権問題や、今後新たに発生する問題等について、市民が正しく理解することができるよう、本計画の趣旨に沿って情報の収集・把握をし、正しい理解の普及・啓発に努めます。

① 様々な人権問題に対する正しい理解の普及・啓発を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 様々な人権問題について、広報紙や市公式ウェブサイト、パンフレットなどによる啓発活動の充実を図ります。 新たに発生する人権問題について、市民意識調査をはじめ、関係機関との連携による情報収集・把握に努めます。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 「あま市越境入学防止マニュアル」に基づき、越境入学防止に努めるとともに、職員に周知・徹底を図ります。 	関係各課

第5章 計画の推進

1 基本姿勢

人権に関わる個別の課題が複雑化・多様化する中で、各分野の施策の有機的な連携と体系化を図りながら、「あま市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、市政全般にわたって人権に関わる施策を総合的に推進します。

本市においては、職員が人権問題を正しく理解するための人権教育・啓発を推進し、職員は常に人権に配慮した職務の遂行に努めます。

また、市民が人権問題を自分自身の問題として捉えられるよう、家庭、地域、学校、事業所などのあらゆる場において、人権施策を推進します。

2 推進体制

市民の人権尊重の意識を高め、本計画を効果的に推進するため、「あま市人権施策推進本部」を中心に、関係部局相互の連絡調整を図り、横断的・総合的に取り組むための連携・強化を図ります。

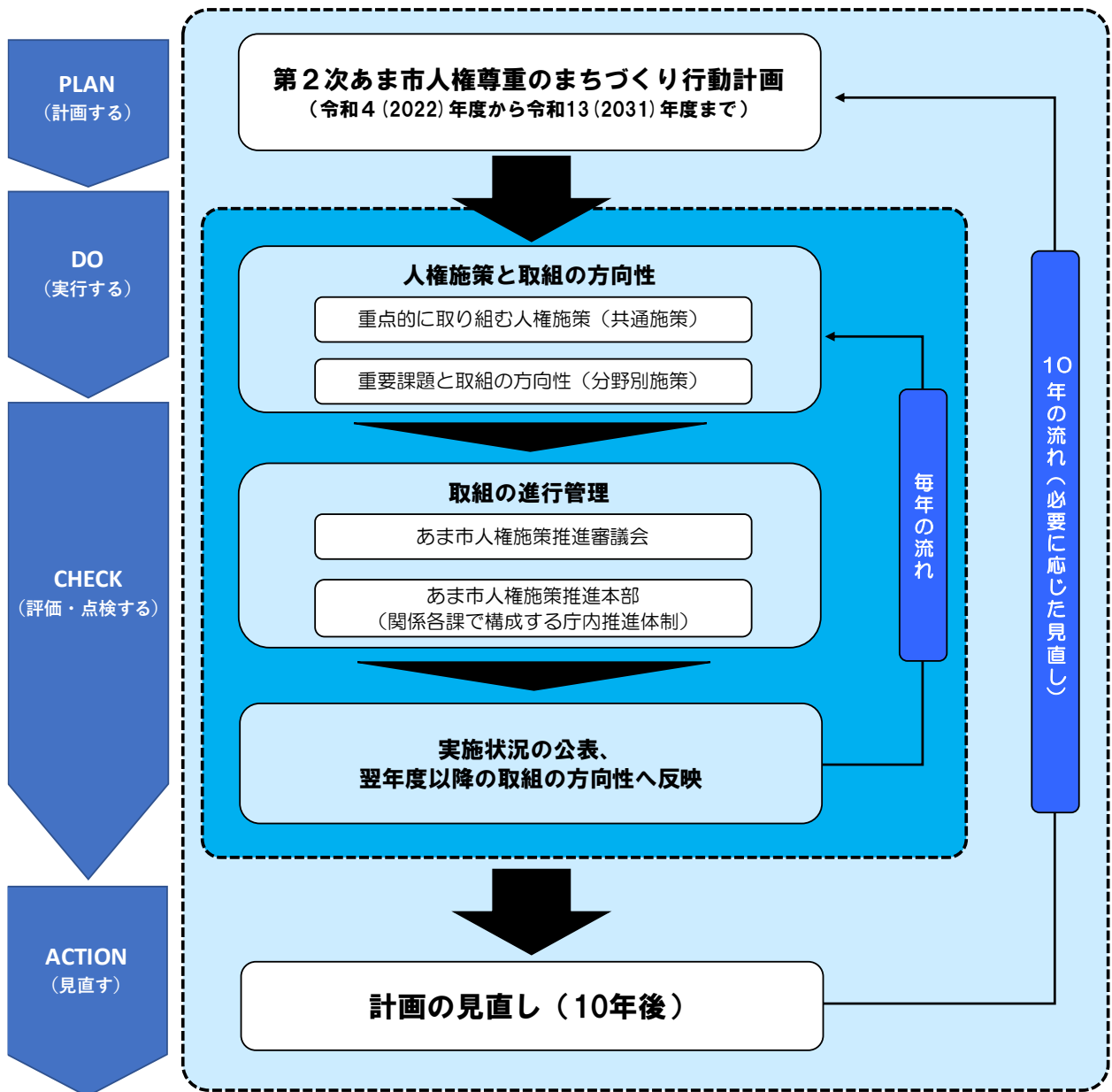
さらに、人権施策の推進が広範な取組として展開されるよう、国・県などの関係機関と連携・協力を図ります。市内の各種団体などに対しては、本市における人権施策の取組への協力を働きかけるなど、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力を推進します。

3 計画の進行管理

本計画をより実効性のあるものとして推進するために、人権問題に深く関わる関係者などで構成される「あま市人権施策推進審議会」、関係各課で構成する「あま市人権施策推進本部」において、事業実績報告及び実施計画を策定し、適切な進行管理を行います。

また、本計画に掲げた内容については、取組の進捗状況の点検や評価を毎年行うとともに、定期的（5年をめぐり）に行う市民意識調査などを活用しながら、課題や取組内容を見直し、本計画の内容の充実を図ります。

【計画の進行管理】



資料編

1 市民ワークショップ結果概要

令和3年度に実施した市民ワークショップで出た主な意見については、以下のとおりです。

第1回：女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権

【女性の人権】

課題	解決策
<ul style="list-style-type: none"> ●女性のキャリア <ul style="list-style-type: none"> ・役職に就く女性が少ない ・職場での社会的地位（の差） ・職場での昇進（に差がある） ・子育てのために仕事やキャリアを捨てる ・仕事の継続（が難しい） ・仕事内容（に差がある） ●家庭 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの行事への参加（が母親の方が負担が大きい） ・家事の負担が大きい ・介護をするのは女性の方が多い ・シングルマザーの貧困 ・子育てへの責任（が不平等で、女性の方が負担が大きい） ●女性のキャリア・家庭 <ul style="list-style-type: none"> ・残業による家庭への影響（が大きい） ●ハラスメント <ul style="list-style-type: none"> ・セクハラなどいやがらせ被害（を受ける） ・マタニティ・ハラスメント ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・「女性は〇〇」という固定観念（が残っている） ・接客において女性に対応すると相手の態度・言動が違ふ ・女性をメインにしたマーケティング（が多い。男性向けは？） ・DV問題 	<ul style="list-style-type: none"> ●労働環境 <ul style="list-style-type: none"> ・仕事に人（女性）を多くつける ・（女性）職員を増やす ・（女性が）仕事を続けることができる制度を作る ・労働時間の短縮 ●女性の登用 <ul style="list-style-type: none"> ・一定数以上女性管理者を置く ・（女性の）役職登用率の上昇 ●処分・罰則 <ul style="list-style-type: none"> ・（女性に対する加害への）処分を重くする ・セクハラへの罰則強化 ●相談 <ul style="list-style-type: none"> ・家族の協力（を啓発する） ・助けてくれる人、相談できる人、味方を見つける ・相談窓口を設ける ・女性の人権を守ることができる議員（を輩出する） ●啓発・研修 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発やセミナーなどの積極的な参加 ・研修を開催する ・ハラスメントをスルーできる強さ、処世術を身に着ける ・（女性に対する）意識を改める ・講演等で周知する ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・所得の平準化（男女で差をつけない） ・手抜き

【子どもの人権】

課題	解決策
<ul style="list-style-type: none"> ●家庭 <ul style="list-style-type: none"> ・(家庭ごとの) 格差による教育差 (がある) ・(子どもへの家庭内) 暴力 ・「子どもだから」意見が通らない、聞いてもらえない ・親の育児放棄 ・ネグレクト ・親の(子どもへの) しつけ ・家庭での教育が一番大切 ・親と子どもの関係(家庭によってさまざまな姿がある) ・子どもの年齢(の立場)になって(物事を)見る ・子どもの事(体験等)を聞く ・(子どもとの) 会話を楽しくする ●学校 <ul style="list-style-type: none"> ・(食物等の) アレルギー ・学校でのいじめ ・教師が(子どもたちの) いじめを見て見ぬふり ・コロナ(による)学校生活の変容) ・キラキラネーム ・SNS(LINE等)によるいじめ ・SNSとのつながり(を学ぶ必要がある) ・様々な人種の生徒 ●学校・家庭 <ul style="list-style-type: none"> ・LGBT 等性的マイノリティの問題 ・(子どもの) 人格否定 ・(子どもの) 発達障害 ・毒親問題 ●地域 <ul style="list-style-type: none"> ・(子どもへの) 注意の仕方 ・(子どもとの) コミュニケーションの取り方 ・(子どもへの) ルールの教え方 ・あいさつが一番大事 ・(子どもへの) あいさつはどこまでして良いのか? ・子どもたちの夢(を叶えられるような地域にする) 	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭 <ul style="list-style-type: none"> ・親(大人)への教育制度の充実 ・親のSNS利用(を注意する) ・親が相談できる場所の確保 ・何事にも前向きに考える ・(親や子どもの) 話を聞いてあげる ・子どもに考えさせる(先に答えを出さない) ・(親子で) 笑顔で話す ・いつも優しい心でいる ・大人同士も情報をシェアする(良いことは特に) ・(子どもと) 一緒にいてあげる時間を作る ・他人は変わらないので、自分を変えて行動しよう ・思ったことはすぐに行動する ●学校 <ul style="list-style-type: none"> ・学校環境(の改善) ・「人権」という科目を創設する ・相手の気持ちを考えてみる ・「皆と違う」ではなく「皆違う」 ●家庭・学校 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの怖さを教える ・心の教育 ●地域 <ul style="list-style-type: none"> ・強いコミュニティの形成 ・地域からの強いアプローチ(をする) ・あいさつ、声をかける ・地域のイベント増加 ・学校だけではなく、地域、各家庭の連携・情報共有 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・(親子で一緒に) 外に出て、空・雲・畑・田んぼをしてみる ・SNS(利用の) 中止

【高齢者の人権】

課題	解決策
<ul style="list-style-type: none"> ●交通 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全について危険を感じることもある ・移動の手段が（自家用車に）ほぼ限られている ●相談 <ul style="list-style-type: none"> ・相談できる人が身近にいない ・妄想呼ばわりされてしまう ●政策 <ul style="list-style-type: none"> ・単身高齢世帯で自立した生活が困難と思われる案件でも支援を受け入れられない ・高齢化社会と昔から言われているが、何も対策がなされていない ・サロンが閉鎖的 ・地域からの孤立（が見られる） ・婿が孤立している ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭内に無断で用水・悪水を入れられ、ため池にされ、水が浸水しやすい場所になっているところがある（床上浸水しやすい場所がある） ・情報機器の取り扱いが不得手な人が多く、情報格差がないか ・災害時の避難 ・新旧住人の対立（が見られる） 	<ul style="list-style-type: none"> ●交通 <ul style="list-style-type: none"> ・バス路線の拡充 ・巡回バスのルート、本数の増便 ・高齢者から子どもまで安全に生活できるまちづくり ・オンデマンドバスの担い手を増やす ●地域・家族 <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練をたくさんやる ・地域での行事を増やす ・地域での意見交換会の実施（困ったこと、相談等） ●政策 <ul style="list-style-type: none"> ・予算の配分を変える ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・水路の整備、用水と悪水をはっきり分ける ・環境問題の解決（道路に家が建つ、公道を私有地にする等） ・民間を活用した講演会を行う ・地域で（電子機器の）操作研修を開催する

第2回：障がいのある人の人権、外国人の人権、同和問題

【障がいのある人の人権】

課題	解決策
<ul style="list-style-type: none"> ●ハード面 <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー（の整備が十分ではない） ・水害対策（が十分ではない） ・災害について、障がい者に対する避難（方法等が整備されていない） ・階段しかない施設がある（バリアフリーではない） ●ソフト面 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設の事件 <ul style="list-style-type: none"> ・・・被害者の氏名公表の件 ・障がい者雇用（が進んでいない） ・（障害のある人が）身近にいない（ので、実感がわからない） ・隣同士で話し合いができない ・隣に住む人が、自分のものと他人のものとの区別がついていない ・事件が起きると、「あの人かな・・・」と思ってしまう ・おかしいなと思ってもかかわりたくない人が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ●ハード面 <ul style="list-style-type: none"> ◇常時 <ul style="list-style-type: none"> ・建築許可時点で、（バリアフリー）対応したものののみ許可する ・普段から（障がいのある人について）意識する ・（身体障がい者に配慮して）自動扉や前後どちらにも開く扉、引き戸にする ・小中学校の体育館入り口にスロープを作る ・障がい者用トイレを作る ・スロープやエレベーターの設置等、段差のない（施設を整備する） ◇非常時 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の福祉避難所の決定（スロープや障がい者用トイレのある施設） ・広い避難路を整備する ・避難計画で（障がい者の）避難場所を指定する ●ソフト面 <ul style="list-style-type: none"> ・若くても認知症の人がいる（ので対策が必要） ・（障がいについて）知ってもらう機会を増やす ・こちらの常識とそちらの常識が違う（ということ十分に理解する） ・身体障がい、療育、精神障がいについての正しい理解（を身に着ける）

【外国人の人権】

課題	解決策
<ul style="list-style-type: none"> ●イメージ <ul style="list-style-type: none"> ・こわい時がある ・怖いイメージを持たれている ・ガタイが良く、怖い ●コミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> ・日本語の説明しかない（外国語の説明手段がない） ・日本語が通じない ・話しかけづらい ・困っていそうでも声をかけられない ・意思疎通が取れない、誤解を生みそうで怖い ●偏見 <ul style="list-style-type: none"> ・言葉の違いが目立っている ・仲間外れにされる ・感覚、文化の違い ・(国籍や肌の色によって)無意識に順位付けをしている（白人が上？黒人が下？） ●環境 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人自身の人権意識がまだ低い ・就職機会が不平等 ●市の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・(外国人を)窓口対応ができる職員がいない ・外国人の人口増に対応が追い付いていない ●対応例 <ul style="list-style-type: none"> ・いいところをほめる ・一番大切な挨拶を自分からする ・小さなことでも手を差し出す 	<ul style="list-style-type: none"> ●イメージ <ul style="list-style-type: none"> ・見た目で判断しない ・まず、あいさつを試みる ・悪いイメージを持たない ●コミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> ・言葉だけではなく、身振り、手振りやスマホも（活用してコミュニケーションを図る） ・言葉が話せなくても、積極的なコミュニケーションを図る ・どんなことでも話を聞く ・(個人だけではなく)コミュニティで受け入れる ●市の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・(外国人への対応を学ぶための)研修(をする) ●コミュニケーション、市の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・交流の場（特にスポーツ）の提供 →スポーツであれば、ルールが同じなので言葉が通じなくても一緒にプレイできる ・SNS（でのつながり） ・飲み会（や会食を通じて親睦を深める） ●偏見 <ul style="list-style-type: none"> ・相手の気持ち（を考える） ・学校教育等で文化、宗教等の勉強（教育）を行う ●環境 <ul style="list-style-type: none"> ・企業へのポイント付与（外国人を採用することでメリットになるような制度の創設） ・外国人に対し、日本人が実施している人権教育について教える（日本人の人権教育について外国人にも知ってもらう）

【同和問題】

課題	解決策
<ul style="list-style-type: none"> ●情報 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを使った偏見、差別がある ・(同和問題について) 地域が偏っている ・うわさ話や正しくない情報がたくさん出ている ・インターネットでの(同和地区)の地名一覧(が出てくる) ・正しい情報だけが流れてくるとは限らない ●偏見 <ul style="list-style-type: none"> ・結婚(に影響がある Ex.素性を調べられる等) ・アンケート調査を見てみると、高齢者の偏見が多い ・(自分たちの世代より)親世代の方が気にしている ・そのエリア(同和地区)に住んでいるだけで差別される ●教育 <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校などでは、差別はほぼない ・(子どもたちは)意識していない ・市内だけの問題(あま市内の同和地区)と思われがち ・義務教育で学んでいないため、(同和問題について子どもたちが)理解していない ・(同和問題の)現状を知る機会が少ない ●交流 <ul style="list-style-type: none"> ・地区内と地区外の交流(が少ない/無い) ・他地域との交流も増えている ・新しい家が建ち、地域外の世帯(元々同和地区の出身ではない世帯)も増えている 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上の(間違った)情報の削除 ・正しくない情報の削除 ・偽の情報を削除する ・出所が怪しい情報を信用しない ・ネットの情報を信じすぎない ・正しい情報の提供 ●偏見・交流 <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な交流(の促進) ・他地域との交流の提供 ・交流を進める ・(出身ではなく)その人物(の人となり)を見て判断する ・地域ではなく、その人個人を信用して付き合う ●教育 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者への正しい知識の啓発 ・全国共通の(内容の)教育 ・全国的な教育の展開 ・地域制限をせず、統一的な教育をする ・啓発活動を地道に行う

第3回：インターネットによる人権侵害、感染症と人権、性的マイノリティと人権

【インターネットによる人権侵害】

課題	解決策
<p>◆問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を流す ・間違った情報を流す <p>↓（上記の問題に対する原因として）</p> <p>◆原因</p> <p>○故意（送り手）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手が判らないので言いたい放題になる ・顔が見えないため強い発言となる ・匿名での誹謗中傷 ・相手の表情が見えない <p>○（受け手）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知らない間に加害者になっているかもしれない ・送り手の意思とは違う解釈となり、トラブルとなる ・文章で受け取り方が違うので難しい ・嫌なことは気にしない、無視 ・若い人は気にしやすい <p>↓（上記の問題の原因を解決するための課題として）</p> <p>◆解決への課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権侵害に対しての罰則が緩い ・表現の自由が優先されている ・被害にあった時にどこへ訴えるのか分からない ・良い意見は学ぶ ・インターネットは100%信用しない、自分で判断する 	<p>○機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救済機関の設置 ・発信自体に規制をかけるのではなく、問題に対処できる体制を作る ・中国のように国が管理するのは行き過ぎ ・行政機関によるパトロール <p>○匿名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発信するときは匿名でもよいが、問題が起きた時には簡単に特定できる制度を構築 ・匿名ではなく、実名で正体を明かす ・匿名であっても、調べれば分かるということ意識させる <p>○法整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳罰化 ・罰則を科す <p>○教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットの正しい使い方を学ぶ ・線引きできるようにガイドラインを整備、周知、教育 <p>◆個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤解を受ける表現をしない ・あいまいな情報を流す前に確認をとる ・自分の意に沿わないことは気にすることはない ・人それぞれ考え方が違う。参考程度にしては？

【感染症と人権】

課題	解決策
<p>◆いじめ、差別</p> <p>↑（下記の項目が原因となり、いじめや差別につながる）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な情報がない ・ 誤った情報（がいまだに信じられている） ・ 次から次へと新しい感染症が発生し、一昔前の病気になってしまった。（ハンセン病） ・ デマでも信じる人たちがいる ・ （感染症等に対する）理解がない ・ 世代により病気に関する考えが違う ・ 偏見（がある） ・ ワクチンを打たない自由（に対する無理解） ・ 効果的な治療がない ・ （感染）拡大防止に適切な措置がない ・ 隔離した事実が消えない（ハンセン病） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な情報がない ○ 誤った情報（がいまだに信じられている） ○ 次から次へと新しい感染症が発生し、一昔前の病気になってしまった。（ハンセン病） ○ デマでも信じる人たちがいる ○ （感染症等に対する）理解がない <p>↓（上記に対する解決策として）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国による正確な情報の提供 ・ 定期的なメディアでの取り扱い ・ 寄付などの扱いを大きくする ・ 複数の媒体での情報の取り扱い ・ 正しい情報の提供 ・ 教育 ・ 被害団体からの発信 ・ 感染者からの体験談を聞く ・ ポスター等で関心を持ってもらう <ul style="list-style-type: none"> ○ 世代により病気に関する考えが違う ○ 偏見（がある） <p>↓（上記に対する解決策として）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世代間の意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> ○ ワクチンを打たない自由（に対する無理解） ○ 効果的な治療がない ○ （感染）拡大防止に適切な措置がない ○ 隔離した事実が消えない（ハンセン病） <p>↓（上記に対する解決策として）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治療薬等の開発 ・ 思いやり ・ 感染症に関する専門的医療体制の充実 ・ 厳格な対策 ・ 規則・罰則の強化 ・ 積極的な研究への国費の支出 ・ 治療結果の発信 ・ 研究の情報公開

【性的マイノリティと人権】

課題	解決策
<ul style="list-style-type: none"> ○法 <ul style="list-style-type: none"> ・法律が追いついていない ・結婚できない ○偏見 <ul style="list-style-type: none"> ・偏見の目で見ってしまう ・周りと違う ・仲間外れ、いじめ（にあう） ○SNS <ul style="list-style-type: none"> ・メディアの影響が大きい（芸能バラエティなど） ○理解 <ul style="list-style-type: none"> ・正しく理解すること（が大事） ・知識がない ・よく分からない ・解決の仕方が分からない ・（それぞれの）「普通」が分からない ○間違った常識 <ul style="list-style-type: none"> ・「普通」が当たり前の考え（としている） ・（マイノリティにも）歴史・風習がある（ことを理解する） ・親が（普通であることを）押し付けてしまう ・幼少期から（の認識、偏見） ○悩み <ul style="list-style-type: none"> ・相談できない ・悩みを打ち明けられない（相談できる相手がいない） ○外見 <ul style="list-style-type: none"> ・表現が自由にできにくい ・見た目決めつけられて言われる（注意される） ・見た目判断される 	<ul style="list-style-type: none"> ○法 <ul style="list-style-type: none"> ・法改正、条例整備 ○偏見 <ul style="list-style-type: none"> ・人の気持ちを大切にする ○SNS <ul style="list-style-type: none"> ・多種多様な人材をメディアで取り上げる ・正しい情報発信 ・情報を正しく取り入れる ○理解 <ul style="list-style-type: none"> ・研修、勉強会（の開催） ・意見交換をする ・話し合うことが一番大切です ・小さなことでも自分の事として考える ○間違った常識 <ul style="list-style-type: none"> ・幼少期から多様性の教育をしていく ・小さいころからの学習 ○悩み <ul style="list-style-type: none"> ・公的な相談所の設置 ・（悩みを相談する）機会を作る ・ひとりで悩まず、（誰かに）話してみる ○外見 <ul style="list-style-type: none"> ・個性の尊重 <p>↓（上記を総合して）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自由 <ul style="list-style-type: none"> ・「自由」を全体で見直す

2 人権をめぐる主な動き

年	世界の動き	国の動き	愛知県の動き
昭和 20 (1945)年	<ul style="list-style-type: none"> 「国連憲章」及び「国際司法裁判所規程」、サンフランシスコで調印 「国際連合」設立 		
昭和 21 (1946)年	<ul style="list-style-type: none"> 「国連人権委員会」設置 		
昭和 22 (1947)年		<ul style="list-style-type: none"> 「日本国憲法」施行 「教育基本法」施行 「労働基準法」施行 	
昭和 23 (1948)年	<ul style="list-style-type: none"> 「世界人権宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「児童福祉法」施行 「民法改正」 	
昭和 24 (1949)年	<ul style="list-style-type: none"> 「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「人権擁護委員法」施行 	
昭和 25 (1950)年		<ul style="list-style-type: none"> 「生活保護法」施行 	
昭和 26 (1951)年	<ul style="list-style-type: none"> 「難民の地位に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「児童憲章」制定 「出入国管理及び難民認定法」施行 	
昭和 28 (1953)年	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の参政権に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「らい予防法」施行 	
昭和 30 (1955)年		<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の参政権に関する条約」批准 	
昭和 31 (1956)年		<ul style="list-style-type: none"> 「国際連合」加盟 	
昭和 33 (1958)年		<ul style="list-style-type: none"> 「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」批准 	
昭和 34 (1959)年	<ul style="list-style-type: none"> 「児童の権利に関する宣言」採択 		
昭和 35 (1960)年		<ul style="list-style-type: none"> 「同和对策審議会」設置 	
昭和 40 (1965)年	<ul style="list-style-type: none"> 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「同和对策審議会」答申 	
昭和 41 (1966)年	<ul style="list-style-type: none"> 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約/A規約)、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約/B規約)採択 		
昭和 43 (1968)年	<ul style="list-style-type: none"> 「国際人権年」 		
昭和 44 (1969)年		<ul style="list-style-type: none"> 「同和对策事業特別措置法」(同対法)施行 	
昭和 50 (1975)年	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者の権利に関する宣言」採択 		

年	世界の動き	国の動き	愛知県の動き
昭和 53 (1978)年		・「同和对策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行	
昭和 54 (1979)年	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択	・「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准	
昭和 60 (1985)年	・「スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約」採択	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准	
昭和 61 (1986)年		・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)施行	
昭和 62 (1987)年		・「エイズ問題総合対策大綱」閣議決定 ・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地对財特法)施行	
平成元 (1989)年	・「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択	・「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行	
平成 5 (1993)年	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		
平成 6 (1994)年	・「人権教育のための国連 10 年行動計画」採択	・「児童の権利に関する条約」批准	
平成 7 (1995)年	・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」批准 ・「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置	・「あらゆる差別の撤廃に関する請願」採択
平成 8 (1996)年		・「らい予防法の廃止に関する法律」施行 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	
平成 9 (1997)年		・「人権擁護施策推進法」施行 ・「人権擁護推進審議会」設置 ・「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」のとりまとめ ・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行	・「人権尊重の愛知県を目指して」宣言
平成 11 (1999)年		・「男女共同参画社会基本法」施行 ・人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申	・「愛知県人権施策推進本部」設置

年	世界の動き	国の動き	愛知県の動き
平成 12 (2000)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法) 施行 ・「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ・「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」(犯罪被害者保護法) 施行 	
平成 13 (2001)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法) 施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」策定
平成 14 (2002)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 	
平成 15 (2003)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報保護に関する法律」施行 ・「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」(拉致被害者支援法) 施行 	
平成 16 (2004)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育のための世界計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 	
平成 17 (2005)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育のための世界計画第1フェーズ行動計画」(2005~2007年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 	
平成 18 (2006)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連人権委員会」を「国連人権理事会」に改組設立 ・「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約) 採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 ・「自殺対策基本法」施行 	
平成 20 (2008)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「ハンセン病差別撤廃決議」採択 		
平成 21 (2009)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 	
平成 22 (2010)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育のための世界計画第2フェーズ行動計画」(2010~2014年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定 	
平成 23 (2011)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「北朝鮮当局による拉致問題など」に関する事項を「人権教育・啓発に関する基本計画」に追加 	
平成 24 (2012)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 	
平成 25 (2013)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止対策推進法」施行 	
平成 26 (2014)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子どもの貧困対策推進法) 施行 ・「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約) 批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画(改定版)」策定

年	世界の動き	国の動き	愛知県の動き
平成 27 (2015)年	<ul style="list-style-type: none"> 「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」採択 「人権教育のための世界計画第3フェーズ行動計画」(2015～2019年) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)施行 「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「愛知県障害者差別解消推進条例」施行
平成 28 (2016)年		<ul style="list-style-type: none"> 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」施行
平成 30 (2018)年		<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 	
令和元 (平成 31) (2019)年		<ul style="list-style-type: none"> 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 「認知症施策推進大綱」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画(改定版)」策定
令和 2 (2020)年	<ul style="list-style-type: none"> 「人権教育のための世界計画第4フェーズ行動計画」(2020～2024年) 	<ul style="list-style-type: none"> 「改正労働施策総合推進法」(パワハラ防止法)施行(大企業対象) 「男女共同参画基本計画(第5次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例」施行
令和 3 (2021)年		<ul style="list-style-type: none"> 「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」施行 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行 	
令和 4年 (2022)年		<ul style="list-style-type: none"> 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」施行 「改正労働施策総合推進法」(パワハラ防止法)施行(中小企業対象) 	<ul style="list-style-type: none"> 「愛知県人権尊重の社会づくり条例」制定

3 関連法規等

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、
人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、
人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、
諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、
国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、
加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、
これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、
よって、ここに、国際連合総会は、
社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第 3 章 国民の権利及び義務

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第 37 条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第 38 条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第 39 条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第 40 条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

(略)

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年法律第 147 号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に應じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

あま市人権尊重のまちづくり条例

平成 23 年 12 月 22 日条例第 20 号

令和 3 年 3 月 25 日条例第 4 号

（前文）

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等です。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されている、日本国憲法の理念とするところです。

しかし、今なお、人種、信条、性別、社会的身分又は門地等に起因する人権侵害（障がい者差別、外国人差別、部落差別等）が存在し、社会情勢の変化等により、インターネット上の誹謗中傷等による人権にかかわる新たな課題も生じ、それらの解決に向けた積極的な取組みが求められています。

私たち一人ひとり、人権教育、人権啓発等により自らの人権意識を高め、あらゆる差別や偏見のない、明るく住みよい社会を築いていかななくてはなりません。

よって、私たちあま市民は、共に考え、支え合いながら、お互いの人権を尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、不断の努力を重ねていくことを決意し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市が推進する人権尊重のまちづくりに関し、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに係る施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- （2） 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、市行政のあらゆる分野において人権施策を推進するとともに、人権意識の高揚を図るための施策を実施する責務を有する。

（市民の責務）

第4条 市民は、互いの人権を尊重するとともに、人権意識の高揚に努めるものとする。

2 市民は、人権施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動に関し、人権尊重の社会環境づくりに努めるものとする。

2 事業者は、人権施策に協力するよう努めるものとする。

(人権施策基本方針)

第6条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権が尊重されるまちづくりの基本理念に関すること。
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
- (3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (4) 相談支援体制の整備に関すること。
- (5) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、人権施策基本方針に関する施策の実施状況について、毎年度公表するものとする。

4 市長は、社会情勢の変化により必要が生じたときは、人権施策基本方針を見直すものとする。
(調査等の実施)

第7条 市は、人権施策を効果的に推進するため、必要に応じて意識調査等を実施し、市民の人権に対する意識や意見を把握するものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、人権施策を効果的に実施するため、国、県及び関係機関との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会の設置)

第9条 市に、あま市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策基本方針に関する事項その他この条例の目的を達成するために必要な事項について調査審議するものとする。

3 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 「第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」の策定体制

(1) あま市人権施策推進審議会規則

あま市人権施策推進審議会規則

平成23年あま市規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、あま市人権尊重のまちづくり条例(平成23年あま市条例第20号)第9条第3項の規定に基づき、あま市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験者その他市長が適当と認めたもののうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者に対して会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) あま市人権施策推進審議会委員名簿

令和3年4月1日現在

氏名	所属等	備考
加藤 美由紀	社会福祉法人嘉祥福祉会 特別養護老人ホーム 第Ⅱあま恵寿荘	高齢者
横井 公雅	あま市人権擁護委員	人権全般
荒木 聖弘	愛知県海部福祉相談センター	子ども 障がい児者
近藤 哲夫	あま市社会教育委員	行政全般
○ 服部 光雄	あま市人権擁護委員	人権全般
◎ 鈴木 正夫	あま市情報公開・個人情報保護審議会委員	人権全般
吉田 憲司	愛知県人にやさしい街づくりアドバイザー	障がい者
村上 千代子	あま市女性の会	女性
吉川 朝博	あま市人権擁護委員	人権全般

(順不同・敬称略)

※ ◎ : 会長 ○職務代理者

(3) あま市人権施策推進本部要綱

あま市人権施策推進本部要綱（抜粋）

平成 22 年あま市訓令第 60 号

（設置）

第 1 条 人権に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、あま市人権施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（1）人権教育及び啓発に関する行動計画の策定及び推進に関すること。

（2）その他本部長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

（1）本部長は、市長をもって充てる。

（2）副本部長は、副市長、教育長をもって充てる。

（3）本部員は、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

（本部長及び副本部長の職務）

第 4 条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

（幹事会）

第 6 条 推進本部に幹事会を置く。

（1）幹事会は、別表第 2 に掲げる職にある者（以下「幹事」という。）をもって構成する。

（2）幹事会は、企画財政部長が招集し、議長となる。

（3）幹事会には、必要に応じて幹事以外の者を出席させ、意見聴取又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第 7 条 幹事会は、その所掌事務について検討するため、部会を置くことができる。

（庶務）

第 8 条 推進本部に関する庶務は、企画財政部人権推進課において処理する。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関する事項は、本部長が定める。

附則

この訓令は、平成 22 年 3 月 22 日から施行する。

附則

（略）

別表第 1、別表第 2 略

(4) 「第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」の策定経過

年	日 時	内 容
令和2(2020)年	4月22日	第1回あま市人権施策推進本部及び幹事合同会議 ○「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」令和元年度事業実績・令和2年度実施計画の作成等について ○あま市人権に関する市民意識調査について
	4月23日	第1回あま市人権施策推進審議会
	5月22日	第2回あま市人権施策推進審議会 ○あま市人権に関する市民意識調査について
	7月1日	第3回あま市人権施策推進審議会 ○「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」令和元年度事業実績・令和2年度実施計画について ○あま市人権に関する市民意識調査について
	7月9日	第2回あま市人権施策推進本部及び幹事合同会議 ○「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」令和元年度事業実績・令和2年度実施計画について ○あま市人権に関する市民意識調査について
	8月17日から8月28日まで	市民意識調査の実施
	8月26日	第3回あま市人権施策推進本部会議
	10月19日	第4回あま市人権施策推進審議会 ○「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」令和2年度実施計画進捗状況について
	11月18日	第4回あま市人権施策推進本部会議
	12月23日	第5回あま市人権施策推進審議会
令和3(2021)年	4月28日	第1回あま市人権施策推進本部会議 ○策定スケジュールについて ○「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」令和2年度事業実績・令和3年度実施計画の作成等について
	6月11日	第1回あま市人権施策推進審議会 ○市長より審議会へ諮問 ○「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」令和2年度事業実績・令和3年度実施計画の作成等について ○「第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」の策定について

年	日 時	内 容
令和3(2021)年	7月~10月	市民ワークショップの開催(全3回)
	10月20日	第2回あま市人権施策推進本部会議 ○「第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」の策定について
	10月25日	第2回あま市人権施策推進審議会 ○「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」令和3年度実施計画進捗状況について ○第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画(骨子案)について
	12月17日	第3回あま市人権施策推進本部会議 ○「第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」の策定について
	12月21日	第3回あま市人権施策推進審議会 ○第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画(素案)について
令和4(2022)年	1月6日から2月4日まで	パブリックコメントの実施
	2月22日	第4回あま市人権施策推進本部会議 ○「第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」の策定について
	3月1日	第4回あま市人権施策推進審議会 ○第2次人権尊重のまちづくり行動計画(素案)に関するパブリックコメントの結果について ○第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画(案)について ○審議会より市長へ答申

第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画

発行 令和4（2022）年3月

編集 あま市企画財政部人権推進課

〒490-1292

愛知県あま市木田戌亥 18 番地 1

TEL 052-444-1001（代表）

FAX 052-441-8330

URL <https://www.city.ama.aichi.jp/>

